公告第43号

入札公告(建築工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年10月13日

分任契約担当官
自衛隊熊本病院
会計課長　古賀　一

1 工事概要

(1) 工事名　：スプリンクラー等改修工事

(2) 工事場所：熊本県熊本市東区東本町15－1

(3) 工事内容：　本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(建築一式)
スプリンクラー等改修工事　建築工事　設備工事

(4) 工　期　：令和9年3月31日（水）まで

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
建築工事	D
管	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること （建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
　ア　本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等(管工事施工管理技士2級以上又は建築施工管理技士2級以上)を配置できること。
　イ　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。
　　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　自衛隊熊本病院が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(12) 九州防衛局の管轄内(福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 本件については、競争性の拡大の観点により郵便入札によって実施も可とする。

(2) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町15－1 自衛隊熊本病院　総務部会計課　契約班 担当　　立花 TEL　096-368-5113(内線5246) FAX　096-368-2720(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町15－1 自衛隊熊本病院　総務部管理課　営繕班 担当　　佐藤 TEL　096-368-5113(内線5526)

(3) 入札説明書の交付期間等
　ア 交付期間　令和8年10月14日(水) から　令和8年10月26日(月) まで
　(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
　イ 交付場所
　　3(2)①の担当部局において交付を行う。

(4) 申請書及び資料の提出期限等
　ア 提出期限: 令和8年10月26日(月)午後5時00分まで
　イ 提出方法:　3(2)①の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(5) 入札書の受領期限等
ア 受領期限：令和8年11月17日（火）
イ 提出方法：3 (2)①の担当部局に持参又は郵送等する。
ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所
ア 日 時 ：令和8年11月18日（水）午前11時00分
イ 場 所 ：自衛隊熊本病院 屋内訓練場

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金 ：免除
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。
この場合の保証金額は、請負代金の10 分の3以上とする。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査 （以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 ：要
適用する契約条項
ア「談合等の不正行為に関する特約条項」
イ「暴力団排除に関する特約条項」

(11) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記3(2)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

スプリンクラー等改修工事

【 建築図 】	
A - 00	表紙・図面リスト
A - 01	建築改修工事特記仕様書（1）
A - 02	建築改修工事特記仕様書（2）
A - 03	建築改修工事特記仕様書（3）
A - 04	建築改修工事特記仕様書（4）
A - 05	建築改修工事特記仕様書（5）
A - 06	建築改修工事特記仕様書（6）
A - 07	建築改修工事特記仕様書（7）
A - 08	配置図
A - 09	本館1階平面図
A - 10	診療棟1階平面図
A - 11	本館1階特浴室平面図・天井伏図
A - 12	診療棟1階中央部平面図
A - 13	診療棟1階中央部天井伏図
	【 設備図 】
EP - 01	本館1階平面図　ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ現況図
EP - 02	本館1階平面図　ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ増設図
EP - 03	診療棟1階平面図　ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ現況図
EP - 04	診療棟1階平面図　ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ増設図
EP - 05	本館1階特殊浴場ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ増設図・天井伏図
EP - 06	診療棟1階中央部ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ増設図
EP - 07	診療棟1階中央部天井伏図



【 案内図 】

総務部長補佐	放技課長
近藤	麻生

総務部長	管理課長	営繕班長	施設主任	担　当
櫻木	福元	澤	濵脇	佐藤

自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称	設計番号
2026.9.7				スプリンクラー等改修工事	
縮尺 A1：－ A3：－	製図	担当	承認年月日	図面名	図面番号
				表紙・図面リスト・案内図	A－00

Ⅰ 工 事 概 要

工事件名： スプリンクラー等改修工事

工事場所： 熊本市東区東本町15-1

工事概要：下記による。

項　　目	種 別	構造・規模	建築面積	延床面積	数量	単位	備　考
本館（病院）	改修	RC造3階建	1,701.72		1	棟	
診療棟（病院）	改修	RC造2階建	1,651.25		1	棟	

Ⅱ 建 築 改 修 工 事 仕 様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、

※ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様

（1）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。

⊙ 印と ㊒ 印の付いた場合は、共に適用する。

（2）特記事項に記載の【 】内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）Ⓑ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目 [1.4.1] を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成23年2月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（5）改修標準仕様書又は標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

章	項　目	特　記　事　項
① 改修一般共通事項	① 施 工 調 査	施工計画調査 [1.5.1] 調査項目 調査範囲 ※ 図示 ・ 調査方法 ※ 図示 ・ 施工数量調査 調査項目 ・ 防水改修 ・ 外壁改修 ・ 塗装改修 調査範囲 ※ 図示 ・ [1.5.2] 調査方法 ※ 図示 ・ 目視、ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる打診等 ・ [1.5.2] 調査内容 （1）コンクリート打放し外壁の場合 （ⅰ） ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、湿水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 （ⅱ） コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 （ⅲ） （ⅰ）及び（ⅱ）の結果を記録し監督官に提出する。 （2）モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合浮き部分を壁面に表示する他は、（1）による。 （3）塗り仕上げ外壁の場合 （ⅰ） 仕上塗材等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。 （ⅱ） 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 （ⅲ） （ⅰ）及び（ⅱ）以外は、（1）又は（2）による。 調査報告書の部数 （※ 部 ・ 部） 施工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。また数量は後日精算する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 [1.5.3] ※ 図示 ・ 破壊以前の状態（原状）に復する。
	② 適 用 基 準 等	※ 公共建築工事標準書式
	③ 施 工 条 件	※ 現場説明書による。 [1.3.5] ・ 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事を行わない。 ただし、設計図書に定めのある場合は又はあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	④ 技 能 士	※ 適用する ・ 適用しない [1.6.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業　ＦＲＰ防水工事作業 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾀｰ工法防水工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	ｽﾚｰﾄ工事作業
外壁改修工事	樹脂接着注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	ﾀｲﾙ張り	ﾀｲﾙ張り作業
建具改修工事	ｶｯﾁ施工	ﾋﾟｯｷﾝｸﾞ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	建築大工	大工工事作業
	内装仕上施工	鋲類下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	内装仕上施工	ﾌﾞﾗｽﾀｯﾌﾟ系床仕上工事作業　ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業
	表装	壁装作業
	左官	左官作業
	ﾀｲﾙ張り	ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

なお、各工事項目において経験な工事は、予め監督官へ確認の上、省略することが出来る。

① 改修一般共通事項

⑤ 安 全 確 保

改修標準仕様書（1.3.7）、（1.3.9）、（1.3.10）による。工事中、各施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。

受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずること。

ア 施工計画の作成にあたっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工すること。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。

イ 施工にあたっては、施工条件を工事関係者十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。

⑥ 工事実績情報の登録

請負金額が５００万円以上の工事については登録する。 [1.1.4]

登録期間：標準仕様書1.1.4による

登録先：（財）日本建設情報総合センター

[1.4.2]

⑦ 材 料 の 品 質 等

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の１）～６）の事項を満たすものとする。

１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

３）安定的な供給が可能であること。

４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督官に提出する。

⑧ 材 料 の 検 査

◎実施する ・実施しない [1.4.4]

検査を行うもの

（ ・杭材 ・コンクリート ・鉄筋 ・鉄骨 ※監督官が指定したもの（主材料のみ））

9 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

10 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて

※ 適用する ・ 適用しない

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）で排出ガス規制を受けているものは除く。

なお、排出ガス対策型建設機械とは、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月 8日建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械をいう。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

機　　種	備　　考
バックホウ トラクタショベル（車輪式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋲打圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW以上 260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

11 低騒音型建設機械 ⑥

低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事の施工に当たっては、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止する必要があることから、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

⑫ 設備工事との取り合い

施工範囲

図示した型枠上げ材、下地材の切り込み及び下地材の補強

※ 含む ・ 含まない

図示した天井仕上げ材、下地材の切り込み及び下地材の補強

※ 含む ・ 含まない

昼間装置が電動による建具扉の二次配線及びその操作スイッチ

※ 含む ・ 含まない ・ 図示による

自動開鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強

※ 含む ・ 含まない ・ 図示による

図示した鉄筋コンクリート部のスリーブ等開口部鉄筋補強

※ 含む（スリーブは含まない） ・ 図示による

施工図

設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

13 施工計画書及び施工図

施工計画書 (1.2.2)

品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

施工図等 (1.2.3)

施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承認を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑭ 工 事 写 真

次のものを監督官に提出する。

分　類	規　格	部　数	備　考
着工前	サービス版（カラー）	各１部 アルバム張付け	電子記憶媒体をアルバム共提出する。 （提出はメールにて）
工事中			
完成時	外部四つ切り 内部ｷｬﾋﾞﾈ版（カラー）		

電子記憶媒体（ＣＤ－Ｒ等）で提出する場合は下記による。※メールで報告すること

総画素数	８０万画素以上
ファイル形式	ＪＰＥＧ
ビューワー（閲覧）ソフトを添付すること。	

（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第２版）」建築編を参考に整理する。

※データ量が多い場合は、圧縮ソフトを使用せず分割にて送付すること。

① 改修一般共通事項

⑩ 設計図の製本等

契約時及び設計変更契約時に下記の設計図を監督官に提出する。

設 計 図	製　本	部　数
※ 設計図(A1原図)	A－4版製本	部
	二つ折り製本（A2版）	部
	A－4 折り	部
※ 設計図の縮小版	A－3版原図	部
	二つ折り製本（A4版）	部
	A－4 折り	1 部

⑰ 火 災 保 険 等

加入し、証券の写しを監督官に提出する。

※ 作成する ・ 作成しない

完成図（原図サイズ ） [1.8.1~2]〔表 1.8.1〕

完成図の種類 [1.8.2]

種　類	記 入 内 容
配置図及び案内図	建築物等の面積表
各 階 平 面 図	室名、耐震壁
各 立 面 図	外壁仕上げ
仕　上　表	屋外、屋内の仕上げ

完成図の様式等

※ 改修標準仕様書 1.8.2(b)(1)による。

・

CADデータの貸与

・ 貸与する ※ 貸与なし

完成図CADデータ

ファイル形式 ※ ＤＸＦ ・ ＪＷＷ ・

電子記憶媒体 ・ ＣＤ－Ｒ

施工図及び施工計画書の提出について

a 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。 [1.8.2]

鉄筋配筋図（結束り図合む）

コンクリート躯体図

数量製作図

建具製作図

その他、監督官が必要と判断するもの

b 本工事に係る施工図の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。

c 提出部数は、施工図の原図及びその謄画複写図（１部）とする。ただし、製作図で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

d 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

18 保全に関する資料

保全に関する資料（提出部数 ※ 3部 ・ 部）※ 作成する ・ 作成しない [1.8.1][1.8.3]

19 国有財産に関する資料

・作成する ※ 作成しない

財産図の様式

原図 ※ ケミカル和紙 1 部 ・

青焼 ・ 1部 ※ 3 部

内容 案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による

財産図は、工事完成検査時までに提出するものとする。

20 低入札価格調査

1．施工体制台帳の提出及びその内容のヒヤリング

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」。）第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は建築課長の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを建築課長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

2．施工計画書の内容のヒアリング

予決令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、改修標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを建築課長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

21 入 門 手 続 等

入門の手続は、自衛隊基地及び米軍基地の諸規定に従うものとする。

㉒ 事 故 報 告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事故報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

㉓ 工事関係書類の適正な管理について

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

24 電 子 納 品

※ 実施する ・ 実施しない

電子納品とは、図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納する納品をいう。

なお、 成果物は「建設工事に係る電子納品手引書（案）」（平成19年9月1日）による電子データを２セット提出するものとする。

㉕ 発 生 材 の 処 理 等

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成14年5月30日））、「建設工事における再生資源の活用について（通知）」（技技調第44号。21.6.24）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

・分別解体等の方法

工　程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用（範囲）
解体工事	建築設備の取り外し	⊙	・（※ 図示 ・ ）
	内装材等の取り外し	⊙	・（※ 図示 ・ ）
	屋根ふき材の取り外し	・	・（※ 図示 ・ ）
	外装材の取り外し	・	・（※ 図示 ・ ）
	上部構造部分の取り壊し	・	・（※ 図示 ・ ）
	基礎の取り壊し	・	・（※ 図示 ・ ）
	基礎杭の取り壊し	・	・（※ 図示 ・ ）
	その他（ ）	・	・（※ 図示 ・ ）
増築工事 修繕 模様替	造成等の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	基礎の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	基礎杭の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	上部構造部分の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	外装の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	屋根の工事	・	・（※ 図示 ・ ）
	建築設備工事	⊙	・（※ 図示 ・ ）
	内装等の工事	⊙	・（※ 図示 ・ ）
	その他（ ）	・	・（※ 図示 ・ ）

・特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分

特定建設資材廃棄物の種別	現場から受入場所までの運搬距離	受入場所での受入時間帯	受け入れ費用	発生概数量
・コンクリート	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・コンクリート及び鉄からなる建設資材	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・木材	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示

① 改修一般共通事項

・特定建設資材廃棄物以外の産業廃棄物の処分

特定建設資材廃棄物の種別	現場から受入場所までの運搬距離	受入場所での受入時間帯	受入費用	発生概数量
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				

・仮置き等の条件（ ）

・提出書類等

「建設リサイクル法」第１２条の基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可証の写しを建築課長あてに提出し、説明を行うとともに、同法第１３条に基づく契約書記載事項の協議を行う。

①解体工事においては、解体する建築物等の構造

②新設工事等においては、使用する特定建設資材の種類

③工事着手の時期及び工程の概要

④分別解体等の計画

⑤解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

建設リサイクル法第１８条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。

①特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

②特定建設資材廃棄物の再資源化等を行った施設の名称及び所在地

③特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用

◎関係法令に基づき適切に場外処分とすること。

建設リサイクル法及び関係法令に係る規模以上の解体、新築、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、施工計画書に記載する。

変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

現場において再利用するもの（ ） [1.3.6]

特別管理産業廃棄物 （・廃石綿 ・PCB含有物 ・ ） [1.3.8]

引き渡しを要する発生材 （・金属類 ・PCB含有物 ・ ） [1.4.1]

引き渡しを要する発生材は、部材の運び及び重量計測を行った後、構内指定場所（ 0.8ｋｍ）に

飛散防止処理を行い集積すること。

化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）①～４）を満たすものとする。

１）①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、建築基準法施行令第20条の７に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料の使用を基本とし、該当する材料がない場合は、同条第１項第２号への適合を確認した上で三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する。

アセトアルデヒド及びスチレンについて、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか発散が極めて少ない材料を使用する。

１）②家具、畳類、実験台その他の什器等は、①に掲げる材料を使用している場合には、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

２）接着剤、塗料は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

３）木材保存剤（木材の防腐・防蟻等処理薬剤）は、クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の薬剤を使用する。又、加圧式防腐・防蟻等処理を行った木材は十分に乾燥した後に現場へ搬入する。 [1.6.6]

４）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない鞋

26 環境への配慮

27 化学物質の濃度測定

※ 測定する ⊙測定しない

化学物質の濃度測定方法

2 測 定

※ 作成する ・ 作成しない

１）測定対象室の室内空気中の化学物質の濃度測定は、パッシブ型の採取機器を使用して行い、測定値認濃度は厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とする。

２）測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告後対応する。

３）対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。

４）２）の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。

５）濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

６）中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。

７）局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたままとする。

８）測定する際は、空気の吹き出し口をさける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値
ホルムアルデヒド	０．０８ ｐｐｍ （ １００ μg/m3 ）
トルエン	０．０７ ｐｐｍ （ ２６０ μg/m3 ）
キシレン	０．２０ ｐｐｍ （ ８７０ μg/m3 ）
エチルベンゼン	０．８８ ｐｐｍ （３，８００ μg/m3 ）
スチレン	０．０５ ｐｐｍ （ ２２０ μg/m3 ）

3 測定方法

① ３０分間換気

測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し３０分間換気する。

② ５時間閉鎖

①の後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

③ 測定

測定は次のイ～ニによる。

イ ②の状態のままで測定する。（その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による。）

ロ 測定時間は、原則２４時間とする。

ハ 測定位置は、1２ 測定 8ｊの位置をさけ対象室の中央付近のFLから 1.2～1.5mの高さで測定を行う。

ニ 測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。

注）１：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局部的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

２：測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等に使用することは、その放散の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。

4 測定対象室及び測定箇所数（対象室は、基準法上の居室及び常時換気をしない室庫、倉庫等とする）

測定対象施設名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数		測定対象室数
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室

測定対象室内の測定箇所数は、次表による。

室の床面積A（㎡）	A≦50	50≦A≦200	200≦A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-01
図面名称	建築改修工事特記仕様書(1)	図面縮尺	——
自衛隊熊本病院		令和 8年 9月	

① 改修一般共通事項

28 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速 （Vo= 3．4 m/s）
地表面粗度区分＝（・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ）
積雪区分 平成12年建設省告示第1455号 別表（ ）

29 六価クロム溶出試験
※ 行う ・ 行わない
本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工程について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準（0．05 ppm）を越えないことを確認し、試験結果（計量証明書）を提出する。
なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとする。
また、土質条件、施行条件等により試験方法検体数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工種	工法	配合設計段階 検体数

30 工事の一時中止
現場管理計画書の作成
1） 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、機具の休制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の措置に関すること、中止に伴う工事現場の休制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
2） 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

31 工事監理業務
工事監理業務の有無
・有り ・無し

32 工事連絡会議
工事連絡会議の設置
・設置する ・設置しない
（1）本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・受注者及び本工事に係るコラボレンが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。
（2）会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡・確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。
また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催することができる。
（3）受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を標準とする。
（4）会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者1人/回/O回、担当技術者（OO担当1人/回/O回、OO担当1人/回/O回））については、本工事に見込むものとする。
（5）会議の開催場所 ※熊本防衛支局 ・ 工事監督官事務所 ・（ ）
注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記

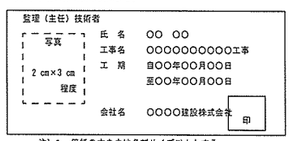
33 迅速対応指針
1 この工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
2 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。
3 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
4 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

34 技術検査
1 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事と
・する。 ※ しない。
2 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、O回実施するものとする。

対象建物等	実施時期
・	・ 基礎埋戻し前
・	・ 配筋完了時（コンクリート打設前）
・	・ 躯体完了時
・	・ 鉄骨建方完了時

3 中間技術検査の実施時期は、検査の3週間前までに監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。
4 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は完成検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示によるものとする。

35 工事現場管理
施工体制台帳等の適正な整備について
（1） 受注者は、建設業法24条7に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に監督官に提出する。
なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
（2） 受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下請負人の当該技術者を含む）及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。
なお、名札の様式例は次による。



注）1 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
2 所属会社の社印（登録済のもの）とする。

（3） 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。
（4） 労災保険・労働保険・雇立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。
（5） 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

36 公務員宿舎の外壁改修工事の施工計画
入居中の宿舎の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、雨雨若しくは北面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、工事施工計画を行う。
なお、片面開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

37 技術提案の履行の確認
※ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用の予定状況及び循急な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容及び実施方法等について説明を行うものとする。
また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了毎に監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。
・ 実施しない

38 難工事
施工事の適用
・する ⊙ しない

㊴ その他
⊙消防届出書類について
スプリンクラー増設については着工届（工事開始の10日前まで）、
設置後に設置届（工事完了後4日以内）を提出の事。
以上の事を、検査立会いも含め全て施工業者にて行う事とする。

② 仮設工事

① 監督官事務所 [2.4.1]
・ 設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。）
⊙ 設けない

② 工事用水及び工事用電力
現場説明書による。

③ 足場その他
内部足場 種別 ※ 脚立、足場板等 ・ [2.2.1] [表2.2.1～2]
外部足場 種別 ※ A種 ・B種 ・C種 ・D種
防護シート ・設置する
仕様（ ）
材料、搬去材などの運搬方法
・A種 ※ B種 ・C種 ・D種 ・E種 (2.2.4)
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「転きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

④ 既存部分の養生 [2.3.1]
既存部分の養生方法 ※ ビニルシート等 ・
既存家具等の養生方法 ※ ビニルシート等 ・
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ・行う
仕様（ ）
固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）

⑤ 仮設間仕切 [2.3.2]
・ 設けない
・ 設ける（下記種別による。） ・図示による
仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材質	充填材	塗装
・A種	・木下地	※ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（※ 9.5mm ・ ）	厚さ mm	・片面
・B種	※ 軽量鉄骨	・金板（※ 0mm ・ ）		・無し
※ C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※ 木製扉	※ 合板張り程度 ・		・無し
	・鉄製扉	※ 片面ﾌﾗｯｼｭ程度 ・		・有り

充填材 ※グラスウール ・
塗 装 ・EP－G ・EP ・図示による

⑥ 指定仮設
※ 図示及び現場説明書による

⑦ 養生シート
※ ネット状養生シート(防炎Ⅱ類)

③ 防水改修工事

1 時間等に対する養生方法(よい共)
・

2 既存防水層の下地補修
※ 改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による。 [3.1.3] [3.8.3]
・
アスファルトの種類 [3.2.2] [3.3.2]
※ JIS K 2207 3種 ・
既存下地の補修箇所、範囲、数量等 [3.2.6]
※図示 ・
・ 設ける（・PDAS ・PDASI ・PDD ・PDDI ・PDS ・PDSI ・PDX ） [3.2.5]
・ 行う （・M4AS ・M4ASI・M4C ・M4DI ・L4X） [3.2.6]

3 改修用ドレン

4 既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去

5 アスファルト防水
[表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3～10]

施工箇所	工法	種別
・図示 ・	・P1B	※B－2 ・B－1
・図示 ・	・P1BI ・T1BI	※B1－2 ・B－1
・図示 ・	・P2AI	※A1－2 ・A1－1
・図示 ・	・P2A	※A－2 ・A－1
・図示 ・	・M4C	※C－2 ・C－1
・図示 ・	・M3D ・P0D	※D－2 ・D－1
・図示 ・	・P0DI ・M3DI ・M4DI	※DI－2 ・DI－1
・図示 ・	・P1E ・P2E	※E－2 ・E－1
・図示 ・		
・図示 ・		

アスファルトの種類 「2 既存防水層の下地補修」による。
粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ及び改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ(JIS A 6013) [3.3.2]

種別	材質	厚さ(mm)
粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ	※ 非露出複層防水用 R種 ・	
改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ	※ 露出単層防水用 R種 ・	

押え金物 [3.3.2]
※ アルミニウム製 L-30x15x2.0(mm)
・ 既製品
断熱材 [3.3.2]

工法	種別	厚さ(mm)
P0DI,M3DI,M4DI	※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ製造所による ・	
P1BI,P2AI,T1BI	※ JIS A 9511の押出法ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ⑥ ・	・25 ・50 ・

絶縁用シート [3.3.2]

工法	種類	備考
P1B,P2A	※ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 ・	
P1BI,P2AI,T1BI	※ ﾌﾗｯﾄﾄｰﾝｸﾛｽ(77g/m2程度) ・	

P1E,P2Eの保護層 ・図示による ・設ける [3.3.3]
溶接金網 JIS G 3551 鉄線径 6mm 網目寸法 100mm [3.3.2]
目地 改修標準仕様書3.3.2及び表3.3.1による [3.3.2]
・ ｱﾝｶｰﾀｲﾌﾟ ・ ・ 付着層ﾀｲﾌﾟ
保護コンクリート [3.3.2]
・ 改修標準仕様書3.2.2(e)による ・
立上がり部の保護の方法
・ れんが押さえ
・ コンクリート押さえ
粗骨材の最大寸法 ※ 25mm ・
設計基準強度 ※ 18N/mm2 ・
スランプ ※ 15cm ・ 18cm ・
・ 乾式保護材
・ 窯業系ﾊﾟﾈﾙ：無石綿の繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの。
・ 金属被合板：金属板と樹脂を積層一体化させたもの。

種類		・窯業系ﾊﾟﾈﾙ －I類	・窯業系ﾊﾟﾈﾙ －II類	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ			
	幅			
	長さ			
ｽﾊﾟﾝ50cmにおける単位幅1cmの曲げﾓｰﾒﾝﾄ	試験ﾀｲﾌﾟ数	300	200	300
	標準時	500N·cm以上	450N·cm以上	300N·cm以上
	凍結融解完了時	400N·cm以上	320N·cm以上	250N·cm以上
吸水率(%)		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
防火性能		不燃	不燃	表面材は不燃
ｽﾊﾟﾝ40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみが4mm以下となる剛性				80000N·cm2以上 剛性=E×I
耐衝撃性	おもり重量	1000g	500g	500g
	残留変形量			1/100以下
	最大変形量			加圧時 4/100以下
		高さ1.0mから試験体の弱点部におもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		
耐凍結融解性能		上記試験ﾀｲﾌﾟ後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
出荷時の含水率		10%以下を確保すること。		
寸法の許容差(%)		厚さ：－5～＋10、幅：±1		

仕上塗料塗り ・ シルバー ・ カラー

6 改質アスファルトシート防水

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

8 塗膜防水
[表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1]

施工箇所	工法	種別
・図示	・PUX	※ X－1 ・
・図示	・L4X	※ X－2 ・

仕上げ塗料塗り ・ シルバー ・ カラー
既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の撤去 ・ デッキで水洗い ・ 高圧水洗浄

9 脱気装置
※ 設ける [3.3.3] [3.4.3] [3.5.3] [3.6.3]
・ PUS工法のS-F1,S-F2,S-F3 ・M3D ・P0D ・P0DI ・M3DI ・M4DI ・M3AS ・P0AS ・S4S ・S3S ・P0X ・L4X ）
平面部脱気型 材種 ・ステンレス製（設置数量：※図示による）
・
立上がり部脱気型 材種 ・ステンレス製（設置数量：※図示による）

10 シーリング
シーリング改修工法の種類 ・ [3.1.4] [表3.1.2]
・ シーリング充填工法 ※ シーリング再充填工法
・ 増幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [表3.1.2] [3.7.2] [4.2.2] [表3.7.1]

施工箇所	シーリング寸法	目地寸法	種別
・外部打継ぎ目地	20以上×10		PU－2
・外部縦目地	20以上×10		PU－2
・			

ブリッジ工法 ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾚｰﾄ張り ・ 適用する [3.7.7]
ｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り ・ 適用する
接着性試験 [3.7.8]
※ 簡易接着性試験
・ 引張接着性試験 （部位： ）

11 防水の保証書
防水工事（アスファルト防水・改質アスファルト防水・合成高分子ルーフィング防水・合成高分子シート防水）の保証期間は10年とし、製造者、施工者及び受注者の三者の連名による保証書を監督官に提出する。

12 とい
といの材種 [3.8.2] [表3.8.1]
※ 吸質ポリ塩化ビニル管（ ・VP ※RF-VP ⑥）
・ 配管用鋼管
・
掃除口 ※ 有り ・ 無し
ルーフドレン ・ろく皿横用（ ・縦型 ・横型 ）
・
鋼管製といの防露巻き ・改修標準仕様書表3.8.4による [3.8.3] [表3.8.4]
※図示による
たてどい受金物の取付け [3.8.3] (13.5.3)
※ 図示 ・改修標準仕様書 表3.8.2による

防水層の種別（ JIS A 6013 による） [表3.1.1] [3.4.2～3] [表3.4.1～2]

施工箇所	防水改修工法 種類	防水改修工法 種別	材質		厚さ(mm)
・図示 ・	・M4AS	・AS-1	下地用	※ 非露出複層防水用 R種 ・	
			上地用	※ 露出複層防水用 R種 ・	
		・AS-2	※ 露出単層防水用 R種 ・		
		・AS-3	※ 露出単層防水用 R種 ・		
・図示 ・	・M3AS ・P0AS	・AS-4	下地用	※ 非露出複層防水用R種（粘着層付[部分接着型]シート） ・	
			上地用	※ 露出複層防水用 R種 ・	
		・AS-5	※ 露出単層防水用 R種 ・		
		・AS-6	※ 露出単層防水用 R種 ・		

下地に部分的に溶着又は接着する場合 [3.4.4]
・ トーチ工法 ・ 常温（粘着）工法
仕上塗料塗り
・ シルバー ・ カラー

[表3.1.1] [3.5.2～3] [表3.5.1]

施工箇所	防水改修工法 種類	種別	厚さ(mm)	仕上塗料	使用分類
・図示 ・	・P0S ・S4S	・S-F1	※ 1.2 ・	・カラー ・シルバー	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-M1	※ 1.5 ・		
		・S-F2	※ 2.0 ・		
		・S-M2	※ 1.5 ・		
		・S-M3	※ 1.2 ・		
・図示 ・	・S3S	・S-F1	※ 1.2 ・	・カラー ・シルバー	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-F2	※ 2.0 ・		
・図示 ・	・M4S	・S-M1	※ 1.5 ・	・カラー ・シルバー	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-M2	※ 1.5 ・		
		・S-M3	※ 1.2 ・		
・図示 ・	・P0S1	S1-F1	※ 1.2 ・	・カラー ・シルバー	※ 非歩行 ・軽歩行
	・S4S1	S1-M1	※ 1.5 ・		
	・S3S1	S1-F2	※ 2.0 ・		
	・M4S1	S1-M2	※ 1.5 ・		
		S1-M3	※ 1.2 ・		

絶縁用シート ※ 発泡ポリエチレンシート [3.5.2]
・ ・
断熱材⑥ [3.5.3]
・ 架橋形発泡ポリエチレンフォーム 厚さ（ ）mm
・ 押出法ポリスチレンフォーム3種b 厚さ（ ）mm
・
既存防水層下地がPCｺﾝｸﾘｰﾄ部材の場合 [3.5.4]
目地修理 ・ 行う（工法 ）
増張り ・ 行う（S-F1の場合） [3.5.4]
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 28 建築基準法に基づき定められた区分等による

工事名称	スプリンクラー等改修工事
図面名称	建築改修工事特記仕様書 (2)
図面番号	A-02
図面縮尺	
自衛隊熊本病院	令和 8年 9月

3 防水改修工事

13 アルミニウム製笠木

種類	板厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
・200形	※1.6以上 ・	※ A-1又はB-1 ・B-2( )	固定方法及び間隔は施工計画書(品質計画)で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は製造所の仕様による。
・250形	※1.6以上 ・			
・				

工法 [3.9.3]

下地補修の工法 ※ 図示 ・
仕様 ( )

折板曲げ形の笠木の取付方法
※ 図示 ・

笠木の固定金具の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 2 8 建築基準法に基づき定められた区分等による

14 長尺金属板葺 (13.2.2)(13.3.3)(表13.2.1)

改修工法	屋根葺形式	長尺金属板の種類	板厚(mm)
・かぶせ工法 ・葺替え	・瓦棒葺き ・折板葺き ・	・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ※ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板	・0.4 ・0.6 ・

折板葺き
形式 ・はぜ締め形 ・重ね形 ・かん合形
取付区分 ・はぜ巻方式 ・ボルト方式
軒先面戸 ・有り ・無し
山高(mm) ・ ・図示
山ピッチ(mm) ・ ・図示
タイトフレームけらば納めは製造所の仕様とする。
なお、タイトフレームの取付は、受梁に隅肉溶接合とする。溶接は、タイトフレームの立上り部分の縁から10mm控え、底部図例を隅肉溶接する。溶接サイズは、タイトフレームの立ち上がりの板厚と同寸法とする。
図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

15 壁鉄板張り

形式	材料	板厚(mm)
※ 長尺角波鉄板張り ・サイディング張り	・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ※ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 ・	※0.4 ・

留め付き金具 ドリルビス止め(φ6×35mmパッキン付)
ビスの材質 ※ 亜鉛メッキ ・ステンレス製
ビスの間隔 上下端部及び開口部上下は各々ごと、中央部は1谷ごとexcept。
図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

16 その他屋根葺き工法
工法：図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

17 施工保証書
専門業者の責任施工とし、施工保証書を提出する。保証期間は10年以上とし、製造所、施工者、請負者三者連名による保証書を2部提出するものとする。

4 外壁改修工事

1 範囲
既存外壁の仕上材撤去 [9.3.3]
・行う(範囲 ※ 図示 ・)

2 可とう性エポキシ樹脂

性能	常温特性	低温性	加熱変化	引張り接着性
引張り強さ	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	最大引張応力 1.0N/mm2
伸び	30%以上	30%以上	30%以上	破断時の伸び 10%以上

比重 表示値±0.10
押出し性 60秒以下
スランプ 3.0cm以下
加熱減量 5.0%以下
a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c.常温・常湿(温度 5℃～35℃、湿度45%～85%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

3 パテ状エポキシ樹脂 [4.2.2]

初期硬化性(標準)	接着強さ(標準)	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm2以上	6.0N/mm2以上	50.0N/mm2以上	30.0N/mm2以上	3%以下

a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c.常温・常湿(温度 5℃～35℃、湿度45%～85%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。
d.試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。

4 タイル部分張替え工法用接着剤(変成シリコーン樹脂、ウレタン樹脂)

適用箇所 張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な箇所に用いる。
樹脂の種類 変成シリコーン樹脂、ウレタン樹脂 [4.2.2]

接着強さ	標準	低温硬化	アルカリ温水	冷熱水中繰返し	熱劣化
強度(N/mm2)	0.60以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上
破断破壊率(%)	75%以上	50以上	50以上	50以上	50以上
皮膜物性	標準	高温	低温	アルカリ温水	熱劣化
引張強さ(N/mm2)	0.60以上	0.60以上	0.60以上	0.40以上	0.40以上
伸び(%)	35以上	35以上	35以上	25以上	25以上

貯蔵安定性 容積と粘度に著しい変化がないこと。
耐熱性 JIS A 5557に準じた試験において60℃で4週間、1kgおもりで安定していること。
a.外観は、均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
c.「科学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく特定科学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d.常温・常湿(温度20±1.5℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヵ月保存しても上記の品質性能に適合していること。
e.すべり抵抗性があること。
f.混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

5 エポキシ樹脂モルタル

接着強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1.0N/mm2以上	20.0N/mm2以上	10.0N/mm2以上

[4.2.2]
a.こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
b.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
c.「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d.形状に異常がなく、だれが生じないこと。
e.常温・常湿(温度20±1.5℃、湿度65±20%)において製造後6ヶ月保存しても上記の品質性能に適合していること。

6 ポリマーセメントモルタル
ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン-酢ビ系等 [4.2.2]

曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2) 標準時	湿潤時	低温時
6.0以上	20.0以上	1.0 以上	0.8 以上	0.5 以上

表面状態 だれの下がり量は 5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。
透水性 表面の流れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

7 ポリマーセメントスラリー [4.2.2]

広がり速度(cm/s)	長さ変化率(収縮)	引張接着性(材齢28日)	曲げ性能(材齢28日)	吸水性(72時間)	耐久性(劣化曲げ強さ)
3 以上	3 %以下	0.5N/mm2 以上	5.0N/mm2 以上	15%以下	5.0N/mm2 以上

保水係数 0.35～0.55
粘調係数 0.50～1.00

8 既製調合モルタル [4.2.2]

保水率(%)	単位容積質量(kg/l)	接着強さ(N/mm2) 標準時	温冷繰返し後	長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)
70.0以上	1.80以上	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

9 防水剤 [6.15.3]
防水剤の種類は建築用モルタルに用いるセメント防水剤とする。
膨張性のひび割れ及びそりがないこと(JIS R 5201規定9)
混合割合 セメント重量の5%以下 (JIS A 1404)
吸水比 95%以下 (JIS A 1404)
透水比 80%以下 (水圧294kPaとし1時間行う)
凝結時間 (JIS R 5201 規定8) 始発時間1時間以上、終結10時間以内
曲げ及び圧縮強度比 70%以上 (JIS A 1404)
試験方法は( )による

10 吸水調整材 改修標準仕様表 表4.2.1による。 [4.2.2]

4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法 [4.3.4]
※ 樹脂注入工法
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
・手動式エポキシ樹脂注入工法
・機械式エポキシ樹脂注入工法
ひび割れ部注入材料 [4.2.2]
エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・低粘度形 (ひび割れ幅 0.5mm未満)
・中粘度形 (ひび割れ幅 0.5mm以上)
・

ひび割れに対する注入量及び注入孔の間隔 [4.3.4]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入間隔(mm)
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250～300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・
手動式 機械式	0.3未満	※ 40 ・	※ 50～100 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 100～200 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 150～250 ・
		・	・

検査(コア抜取り) ・行う (抜取り部の補修方法)
・行わない [4.3.4]
・Uカットシール材充填工法 [4.2.2][4.3.5]
・シーリング材
充填材料
※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
ポリマーセメントモルタルの充填 ※ 行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4.2.2][4.3.7]
※ 充填工法
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法
※ 樹脂注入工法 [4.4.5]
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
・手動式エポキシ樹脂注入工法
・機械式エポキシ樹脂注入工法
ひび割れ部注入材料 [4.2.2]
エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・低粘度形 (ひび割れ幅 0.5mm未満)
・中粘度形 (ひび割れ幅 0.5mm以上)
・

ひび割れに対する注入量及び注入孔の間隔 [4.3.4]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入間隔(mm)
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250～300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・
手動式 機械式	0.3未満	※ 40 ・	※ 200～250 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・

検査(コア抜取り) ・行う (抜取り部の補修方法) [4.3.4]
・行わない
・Uカットシール材充填工法 [4.2.2][4.4.6]
・シーリング材
充填材料
※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
ポリマーセメントモルタルの充填 ※ 行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法 [4.4.7]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4.2.2][4.3.7]
・充填工法
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・
・モルタル塗り替え工法 [4.2.2]
既製目地材 ・使用する (形状)
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 [4.4.9]
※ 図示 ・

3 浮き部改修工法
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.4.10]
アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/㎡)	※ 16 ・	※ 25 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	

・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.4.11]
アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/㎡)	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数(箇/㎡)	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.4.12]
アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	製造所
ポリマーセメントスラリー	

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/㎡)	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数(箇/㎡)	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.4.13]
注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数(本/㎡)	※ 9 ・	※ 16 ・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	

・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.4.14]
注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数(本/㎡)	※ 9 ・	※ 16 ・
注入口箇所数(箇/㎡)	※ 9 ・	※ 16 ・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・充填工法 [4.2.2][4.3.7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法 [4.2.2][4.4.9]
既製目地材 ・使用する (形状)
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
・図示 ・

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-03
図面名称	建築改修工事特記仕様書(3)	図面縮尺	——
自衛隊熊本病院		令和 8年 9月	

4－3 タイル張り仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

※ 樹脂注入工法 [4.5.5]

※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

・ 手動式エポキシ樹脂注入工法

・ 機械式エポキシ樹脂注入工法

ひび割れ部注入材料 [4.2.2]

エポキシ樹脂（JIS A 6024）

・ 低粘度形（ひび割れ幅 0.5mm未満）

・ 中粘度形（ひび割れ幅 0.5mm以上）

ひび割れに対する注入量及び注入口の間隔 [4.5.5]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入間隔（cm）
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250～300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・
手動式 機械式	0.3未満	※ 40 ・	※ 200～250 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・

抜荒（コア抜取り） ・行う （抜取り部の補修方法 ） [4.3.4]

・行わない

・ Uカットシール材充填工法 [4.2.2] [4.3.5]

・ シーリング材

充填材料

※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系

・

ポリマーセメントモルタルの充填 ※ 行う ・ 行わない

・ 可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

・ タイル部分張替え工法 [4.5.7]

タイル部分張替え工法用接着剤 [4.2.2]

※ ポリマーセメントモルタル

・ 変成シリコーン樹脂

・ ウレタン樹脂

張付け材料

既製調合モルタル ・ 使用する

・ タイル張替え工法 [4.2.2] [4.5.8]

張付け用材料

既製調合モルタル ・ 使用する

タイル張りの工法 [4.5.8][表4.5.1][表4.5.3]

外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良積上げ張り

外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ※ 改修標準仕様書 表4.5.1 による ・ 図示

目地寸法

箇所	ｺﾝｸﾘｰﾄ打継目地、ひび割れ誘発目地	左記以外
幅 (mm)	※ 20以上 ・	※ 10以上 ・
深さ(mm)	※ 10以上 ・	※ 10以上 ・ 7以上

3 浮き部改修工法

[4.5.4]

・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.5.9]

アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]

・

材 料	注入量 (ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／㎡）	※ 16 ・	※ 25 ・

	狭幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	

・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.5.10]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]

材 料	注入量 (ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／㎡）	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数（箇／㎡）	※ 12 ・	※ 20 ・

	狭幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口箇所数（箇／m）	※ 5 ・	

4－3 タイル張り仕上げ外壁

・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.5.11]

アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]

・

材 料	製 造 所
ポリマーセメントスラリー	

材 料	注 入 量 (ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／㎡）	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数（箇／㎡）	※ 12 ・	※ 20 ・

	狭幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口箇所数（箇／m）	※ 5 ・	

・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.5.12]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]

・

材 料	注 入 量 (ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／㎡）	※ 9 ・	※ 16 ・

	狭幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	

・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.5.13]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]

・

材 料	注 入 量 (ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／㎡）	※ 9 ・	※ 16 ・
注入口箇所数（箇／㎡）	※ 9 ・	※ 16 ・

	狭幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口箇所数（箇／m）	※ 5 ・	

・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.5.14]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]

・

材 料	製 造 所
ポリマーセメントスラリー	

材 料	注 入 量 (ml／箇所)
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／㎡）	※ 9 ・	※ 16 ・
注入口箇所数（箇／㎡）	※ 9 ・	※ 16 ・

	狭幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口箇所数（箇／m）	※ 5 ・	

・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 [4.5.15]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]

・

材 料	注 入 量 (ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／㎡）	・	・

	狭幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	・	

・ タイル部分張替え工法 [4.5.7]

タイル部分張替え工法用接着剤 [4.2.2]

※ ポリマーセメントモルタル

・ 変成シリコーン樹脂

・ ウレタン樹脂

張付け用材料

既製調合モルタル ・ 使用する

・ タイル張替え工法 [4.2.2] [4.5.8]

張付け用材料

既製調合モルタル ・ 使用する

張付け工法 [4.5.8][表4.5.1][表4.5.3]

外装タイル ※ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良積上げ張り

外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ※ 改修標準仕様書 表4.5.1 による ・ 図示

4 目地改修工法

・ 目地ひび割れ部改修工法 [4.5.16]

既製調合モルタル ・ 使用する

・ 伸縮調整目地改修工法

伸縮目地の位置及び寸法 ※ 図示 ・

4－4 塗り仕上げ外壁等

1 既存塗膜等の除去及び下地調整

[4.6.3]

工 法	処 理 範 囲	下地のひび割れ部の補修
・ サンダー工法	※ 図示 ・	・ ひび割れ部改修工法
・ 高圧水洗工法	※ 図示 ・	・ 浮き部改修工法
・ 塗膜はく離剤工法	※ 図示 ・	・ 欠損部改修工法
・ 水洗い工法	※ 図示 ・	

高圧水洗工法（試験施工を行い、監督官の承諾を受けること）

加圧力 ・ 30MPa以上 ・

塗膜剥離剤工法

塗膜剥離剤料 ※図示 ・

水洗い工法

・ デッキブラシ ・

2 下地調整材

※ 下地調整塗材 （・0-2 ⊙0-1 ・ ） [4.6.4]

・ ポリマーセメントモルタル

・ 防水形仕上塗材主材

下地調整塗材の塗布範囲

・ サンダー工法による除去範囲の（ ※ 30％ ・ ％）

・ 図示

・

3 仕上げ塗材仕上げ

新規仕上げ塗材

建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量

※ F☆☆☆☆ ・

種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3]

種 類	呼び名	防火材料の指定	仕上げの形状
・ 複層仕上塗材	・ 複層塗材CE		外部 ※凹凸模様 ・
	※複層塗材E		内部 ※ゆず肌状 ・
	・ 防水形複層塗材CE		上塗材
	・ 防水形複層塗材E		耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種
	・		溶媒 ※水系 ・溶剤系
	・		樹脂 ※アクリル系 ・ｳﾚﾀﾝ系
	・		外観 ※つやあり ・つやなし
			・メタリック
			増塗剤 ・適用する
・			
・			
・			

防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。 [4.2.2]

5 建具改修工事

1 改修工法

・ かぶせ工法 [5.1.3]

⊙ カバー工法 ・ 持ち出し工法 ・ ノンシール工法

・ 撤去工法

・ はつり工法 ・ 引き抜き工法

・ 新規に金属製建具を設置する

壁開口範囲 ・ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた寸法

・ 図示

・ 建具周囲のはつり

・ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた位置に両面カッターを入れる

・ 図示

2 見本の製作等

※ 行わない [5.1.5]

・ 行う（建具符号： ）

・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの

・ 納まり等がわかる程度のもの

特殊な建具の仮組 ・ 行う（建具符号： ） [5.1.5]

3 防犯建物部品

・適用する（ ） [5.1.7]

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能等級 [5.2.2] [表5.2.1]

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	備 考
・ A種	S－4	A－3	W－4	※70(注) ・	
⊙ B種	S－5				
・ C種	S－6	A－4	W－5	※100 ・	
・ 図 示					

（注）引違い、片引き等窓で、複層ガラス使用の場合は、枠見込みを100mmとする。

防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ）

断熱ドアセット・断熱サッシ ⑥ ・適用する 断熱性の等級（ ）

耐雪ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ）

表面処理 [5.2.4] [表5.2.2]

外部に面する建具 ※ B－1種

・ B－2種（ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ ）

屋内の建具 ※ C－1種

・ C－2種（ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ ）

5 網戸等

[5.2.3]

種 類	材 理	線 径	網 目
・ 防虫網	・ 合成樹脂製 ・ ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製 ※ ｽﾃﾝﾚｽ(SUS316)製	0.25mm以上	16～18ﾒｯｼｭ
・ 防鳥網	ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法 15mm

防虫網形式 ※ 外部可動式 ・ 固定式

5 建具改修工事

6 鋼製建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による） [5.3.2]

外部に面する鋼製建具の耐風圧性 [5.3.2] [表5.2.1]

・ S－4 ⊙ S－5 ・ S－6 ・

鋼板類の厚み [5.3.4]

※ 改修標準仕様書 5.3.4(a)による ・ 図示

7 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による） [5.4.2]

戸の鋼板 [5.4.3]

※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板

召合わせ、縦小口包み板等の材質 [5.4.3]

・ 鋼板 （ ・ PS部 ・ ）

・ ステンレス鋼板 （ ・ 一般部 ・ ）

・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材（ ・ ）

鋼板類の厚み [5.4.4]

※ 改修標準仕様書 5.4.4(a)による ・ 図示

8 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による） [5.3.2]

外部に面するステンレス製建具の耐風圧性 [5.3.2] [表5.2.1]

・ S－4 ・ S－5 ・ S－6 ・

ステンレス鋼板 屋外 ・ SUS304 ・SUS430JIL [5.5.3]

屋内 ・ SUS304 ・SUS430JIL ・SUS430

表面仕上げ ※ HL仕上げ ・ 鏡面仕上げ ・ [5.5.4]

曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ [5.5.5]

9 木製建具

建物内部の木製建具に使用する表面材及びホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量 (16.6.2)

※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆

建具材の加工、組立時の含水率 ※ B種 ・ (16.6.2)

かまち等の断種 標準仕様書 表16.6.2による

ふすまの上張り

※ 紙具の予程度又はビニル紙程度 ・ 鳥の子 ・

10 特殊な性能の建具

※図示による [5.3.2]

11 錠

マスターキー ※製作しない ・ 製作する [5.6.4]

12 建具用金物

金物の適用 [5.6.2] [表5.6.1]

種 類	見え掛りの材質	
シリンダー箱錠	※ レバーハンドル	※ アルミニウム合金 ・ ステンレス ・ 黄銅
	・ 握り玉	ステンレス
シリンダー本締まり錠	握り玉	ステンレス
モノロック	握り玉	ステンレス
本締り付きモノロック	握り玉	ステンレス
本締まり錠	握り玉	ステンレス
空錠	※ レバーハンドル	※ アルミニウム合金 ・ ステンレス ・ 黄銅
	・ 握り玉	ステンレス
グレモン錠	レバーハンドル	※ 亜鉛合金 ・ ステンレス
点検口錠	※ 亜鉛合金程度 ・ ステンレス	
丁番	※ ステンレス ・ 黄銅	
ピボットヒンジ	ステンレス（本体は鋳）	
ヒンジクローザー(丁番形)	鋳（焼付け塗装）	
ヒンジクローザー(ﾋﾟﾎﾞｯﾄ形)	ステンレス（本体は鋳）	
ドアクローザー	本体：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金、ｱｰﾑ部：鋳(焼付け塗装)	
閉鎖順位調整器	※ ステンレス ・ 鋳	
押棒・押板	※ ステンレス ・ 黄銅 ・ 合成樹脂	
上げ落し(ﾌﾗｯｼｭ落し)	※ 亜鉛合金程度 ・ ステンレス	
アームストッパー	※ 鋳(ｸﾛｰﾑめっき) ・ ステンレス	
戸当り	※ 亜鉛合金程度 ・ ステンレス ・ 黄銅	
レール(上吊の場合を除く)	※ ステンレス ・ 黄銅 ・ 合成樹脂	

錠箱 ※ 設ける ・ 設けない

規格（ 本用 個）

13 自動ドア開閉装置

[5.7.2～3] [表5.7.1～3]

自動ドア開閉装置の性能	耐放射ﾊﾞｽ	防 錆	センサーの種類	凍結防止措置
・ DSLD－1	・適用する	・適用する	・光線（反射）スイッチ	・行う
・ DSLD－2			・音波スイッチ	
・ SSLD－1			・電波スイッチ	
・ SSLD－2			・タッチスイッチ	
・ SWD－1			・ペダルスイッチ	
・ SWD－2			・押しボタンスイッチ	
・ 図示			・多機能便所スイッチ	

14 自閉式上吊り引戸の装置

自閉式上吊り引戸の性能 [5.8.3] [表5.8.1]

※ 改修標準仕様書 表5.8.1による

・

15 重量シャッター

シャッターの種類 [5.9.2]

※ 一般重量シャッター （耐風圧強度：建具表による）

・ 外壁用防火シャッター （耐風圧強度：建具表による）

・ 屋内用防火シャッター

・ 屋内用防煙シャッター

開閉機能による種類 [5.9.2] [表5.9.1]

※ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式

一般重量シャッターのシャッターケース [5.9.2]

・ 設ける ・ 設けない

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-04
図面名称	建築改修工事特記仕様書 (4)	図面縮尺	——
自衛隊熊本病院		令和 8年 9月	

5 建具改修工事

16 軽量シャッター

開閉機能による種類 [5.10.2]【表5.10.1】
・上部電動式（手動併用） ※ 手動式
耐風圧強度 建具表による [5.10.2]
スラット
材質 ※JIS G3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) [5.10.3]
又は、JIS G3318(塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)
形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.10.4]

17 オーバーヘッドドア

[5.11.2] [5.11.3]

セッション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーティカル形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

耐風圧性能：建具表による

18 ガラス

合わせガラスの特性による種類 (JIS R 3205) [5.12.2]
・Ⅰ類 ・Ⅱ－1類 ・Ⅱ－2類 ・Ⅲ類
強化ガラスの特性による種類 (JIS R 3206) [5.12.2]
・Ⅰ類 ・Ⅱ類
熱線吸収板ガラスの性能による種類 (JIS R 3208) [5.12.2]

材料板ガラスの種類	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・	・ブルー ・グレー ・ブロンズ

・1種 ・2種
複層ガラスの断熱性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3209) [5.12.2] [9.4.2]

種類			建具符号
断熱複層ガラス	・1種		
	・2種		
	・3種	・U3-1	
		・U3-2	
日射熱遮へい複層ガラス	・4種		
	・5種		

耐止の加速耐久性による区分 ・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類
熱線反射ガラスの耐久性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3221) [5.12.2] [5.12.4]

耐久性	日射熱遮へい性	建具符号	反射反限の使い方	色調	映像調整
A類	・1種		※ 内側 ・外側	・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・シルバー ・	・行う
	・2種				
	・3種				
B類	・1種				
	・2種				
	・3種				

ガラスの留材及び溝の大きさ [5.12.2]

建具の種類	種類
アルミニウム製	・シーリング ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 (枠見込み70mmの引違い、片引き建子の場合) ・
鋼製	※ シーリング材 ・
ステンレス製	※ シーリング材 ・

板ガラスをはめ込む溝の大きさ [5.12.3]【表5.12.1】
※ 改修標準仕様書 表5.12.1による（倍強度ガラスを用いる場合を除く）
ガラス排水機構
※改修標準仕様書5.12.3(b)
・

19 ガラスブロック

ガラスブロック (JIS A 5212) [5.12.5]

表面形状	呼び寸法	厚さ(mm)	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地
正方形	・125x125	80	・	・	※ 8～15	外側	※ 6m以下毎に
	・160x160	・95 ・125	・	・	・15～25	※ 15以下	10～20mm
	・200x200	・95 ・125	・	・		・	・図示
	・320x320	95	・	・		内側	
長方形	・250x125	80	・	・	・	※ 6以上	・
	・320x160	95	・	・		・	

曲面積みの曲率半径はガラスブロックの幅寸法の１０倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材 ・放付る（形状 ・図示 ・ ）
力骨
※ステンレス鋼(SUS304)径5.5mm はしご形状壁筋及び単筋
・
目地部の力骨の補強方法
※ ガラスブロック製造所の仕様による
・
化粧目地モルタルの色 （ ）
シーリング材 ※ 改修標準仕様書 表3.7.1による ・
金属製化粧カバー
材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製
寸法 ※ 図示 ・
形状 ※ 図示 ・
工法 (5.10.3)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 28 建築基準法に基づき定められた区分等による

20 金庫扉・保管庫扉

※ 図示

6 内装改修工事

① 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.3]
※ 図示
・
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 [6.1.3]
※ 壁面より600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 [6.1.3]
※ 図示 ・既存のまま

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（適用範囲：※図示 ・ ）
合成樹脂塗り床材の撤去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法 [6.2.2]
改修後の床清掃範囲 ・図示 ・ [6.2.2]
ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタル [4.2.2] [6.2.2]
「外壁改修工事」による。

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [4.4.9] [6.3.2]
※ 図示
・モルタル塗り（壁厚25mmを超える場合の補強 ・行う）

4 接着剤その他

接着剤 [6.5.2]
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・F☆☆
防腐処理 ・行う（施工範囲 ※図示 ・ ） [6.5.2]
防蝕処理 ・行う（施工範囲 ※図示 ・ ） [6.5.2]
防腐・防蝕処理の種類及び品質
防腐・防蝕剤は非有機リン系及び非クレオソート系とする。また、ガーバメート系はフェノブカルブを含有しない薬剤を使用すること。
表面処理用木材保存（防腐・防蝕）剤は監督官の承諾するものとする。

5 木下地等

表面仕上げの程度 ・A種 ※B種 ・C種 [6.5.1]【表6.5.1】
現場搬入時の木材の含水率 ※A種 ・B種 [6.5.2]【表6.5.2】
保存処理木材 ・使用する（使用箇所 ）。
木材保存剤
非有機リン系及び非クレオソート系とする。
ガーバメート系はフェノブカルブを含有しない薬剤を使用すること。
構造材及び下地材の品質 ※ 改修標準仕様書6.5.2(a)(2)(ii)による。
・
造作材の材質の品質の基準 ※A種 ・B種 [6.5.2]【表6.5.3】
代用樹種を使用しない箇所（ ）
防蝕処理 ※ 行わない ・行う（箇所 ）
間伐材等 ・使用する（使用箇所 ）

6 集成材等

ホルムアルデヒドの放散量 ※ F☆☆☆☆ ・F☆☆☆
・構造用集成材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
・1等 ・2等 ・3等 ・4等	・1種 ※2種 ・3種	・使用環境1 ・使用環境2			・適用する ・適用しない

・構造用単板積層材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

等級	曲げヤング係数 区分	水平剪断性能	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
・特級 ・1級 ・2級	・60E ・70E ・80E ・90E ・100E ・110E ・120E ・140E ・160E ・180E	・65V-55H ・60V-51H ・55V-47H ・50V-43H ・45V-38H ・40V-34H ・35V-30H			・適用する ・適用しない

・造作用集成材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

見付け材面の品質	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
※ 1等 ・2等			・適用する ・適用しない

・化粧ばり造作用集成材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)	寸法(mm)	間伐材等の適用
※ 1等 ・2等					・適用する ・適用しない

・単板積層材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

表面の品質	防虫処理	寸法(mm)	間伐材等の適用
・天然木化粧加工 ・塗装加工 ・加工しない(-1等 -2等 -3等)	・する ・しない		・適用する ・適用しない

7 床張り用合板及びその他の合板

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ・F☆☆☆
適用範囲：※図示 ・ [6.5.2]

合板の種類	厚さ(mm)	表板の樹種名	防虫処理	接着の程度	材質の品質
普通合板	・5.5 ・		・する ・しない	※ 1類 ・ 2類 ・ 3類	表面の品質 広葉樹 ・1等 ※ 2等 針葉樹 ※ C-D ・

その他の処理 ※難燃処理 ・防炎処理
間伐材の適用 ・適用する
適用範囲：※図示 ・)

合板の種類	厚さ(mm)	表板の樹種名	防虫処理	接着の程度	等級	材質の品質
・構造用合板 ・コンクリート型枠用合板	・12.0 ・		・する ・しない	・特類 ※1類	・1級 ※2級	※C-D ・B-C

有効断面係数比 （ ）
間伐材の適用 ・適用する

8 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [6.6.2]【表6.6.1】
屋外 ※ 25型 ・
屋内 ※ 19型 ・
（屋 内）

天井仕上材	野縁間隔	吊りボルトの間隔
吸音軟質繊維板、断熱不燃吸音板（せっこうボード(7)9.5mm捨て張り下地）	Sx'－ 360 By'－ 1,800	
各種せっこうボード、けい酸カルシウム板（910×910 目透かし直張り）	Sx'－ 300 By'－ 900（底目地板 900）	@ 900
金属成形板（スパンドレル） パスリブ	Sx'－ 360	
各種せっこうボード、けい酸カルシウム板（1,820×910,910×910直張り）	Sx'－ 300 By'－ 900	
各種仕上げボード（450×900直張り）	Sx'－ 225 By'－ 450	

（屋 外）

天井仕上工法	野縁間隔	吊りボルト間隔
金属成形板（スパンドレル）	※ Sx'－ 300 ・	・@900 ・@

天井下地材における耐震性を考慮した補強 [6.6.4]
・行う 補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・
屋外の軒天井、ピロティー天井等 [6.6.3～4]
耐風圧性を考慮した補強 ※図示 ・
屋内既存の壁込インサート [6.6.4]
・使用する（引抜き試験 ※行う ・行わない）
・使用しない
屋外既存の壁込インサート
・使用する（引抜き試験 ※行う ・行わない）
・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない [6.6.4]

9 軽量鉄骨壁下地

材料 ※ JIS A 6517 規格品
スタッド、ランナーの種別及び間隔
種別 ・100形 ・90形 ・65形 ・50形

仕上げ工法	スタッド間隔	備考
ボード単板張り	@ 300	
ボード類下地張り(2重張り)	@ 450	

スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示 ・

10 接着剤

接着剤 [6.8.2]
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆
接着剤の含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
[6.8.2]【表6.8.1】

種別	施工箇所
・酢酸ビニル樹脂系 ・アクリル樹脂系 ※ゴム系ラテックス形	※一般の床 ・
※エポキシ樹脂系 ・ウレタン樹脂系 ・	※表6.8.1による（腰下、階段部分含む） ・

11 ビニル床シート

[6.8.2] [6.8.3]

種類	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※ 発泡層のないもの	※ NC ・	※ 無地 ・マーブル柄	※ 2.5 ・
・発泡層のあるもの		※ 柄物 ・無地	

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。（FFの場合を除く。）
工法 ※ 熱溶接工法 ・突付け工法（施工箇所 ）

12 ビニル床タイル

[6.8.2]

種類	記号	使用箇所	厚さ(mm)
※ コンポジションビニル床タイル(半硬質)	CT	※図示 ・	階段、廊下 ※3.0 ・
・コンポジションビニル床タイル(軟質)	CTS	※図示 ・	一般部 ※2.0 ・
・ホモジニアスビニル床タイル	HT	※図示 ・	
・重歩きビニル床タイル	HTL	※図示 ・	・

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。

13 帯電防止床シート・床タイル

[6.8.2]

種類	厚さ(mm)	使用箇所
・コンポジションビニル床タイル	・2.0 ・	※図示 ・
・ホモジニアスビニル床タイル	・4.0又は4.5	※図示 ・
・		

帯電防止
・帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値 (JAS A 1454) 1×10^{9}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

14 耐動荷重床シート

施工箇所 ※図示による
耐動荷重
JIS A 1454による、へこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩擦性試験、層間はく離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性試験等の試験後、異常がないこと

15 視覚障害者用タイル

適用範囲：※図示による [6.8.2]

施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内	・塩化ビニル製	・300×300 ・	・7.0 ・
	・レジンコンクリート製		
	・磁器又はせっ器質タイル		

ブロックパターンは、JIS T 9251による。

16 ビニル幅木

材質 ※ 軟質 ・硬質 [6.8.2]
高さ(mm) ※ 60 ・75 ・100
厚さ(mm) ・1、5以上 ・

17 ゴム床タイル

色柄 : [6.8.2]
厚さ(mm) : 寸法(cm) :

6 内装改修工事

18 カーペット敷き

・緞じゅうたん [6.9.2～3]【表6.9.1】

種別	パイル形状	帯電性	踏り方	色柄等
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	※ 人体耐電圧 3 KV以下 ・	・ウィルトンカーペット ・タフテッドフェースカーペット ・アクスミンスターカーペット	・無地 ・柄物 （標準品）

工法 ※ グリッパー工法

・タフテッドカーペット [6.9.2～3]【表6.9.1】

パイル形状	パイル長さ(mm)	帯電性	工法
・カットパイル ・ループパイル ・レベルループパイル ・カット、ループ併用	※ 5～7 ・ ※ 4～6 ・ ※ 4 ・ ・	※ 人体耐電圧 3 KV以下	※ 全面接着工法 ・グリッパー工法

・ニードルパンチカーペット [6.9.2]
帯電性 ：※人体耐電圧は3KV以下 ・ [6.9.3]
厚さ(mm) ：

・タイルカーペット [6.9.2～3]

種別	パイル形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ 第1種	・カットパイル	※ 500×500	※ 6.5	
・第2種	※ ループパイル	・	・	

下敷き材
※ 反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ 8mm
・
敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し
階段部分 ・市松敷き ※模様流し

19 合成樹脂塗床

[6.10.3]【表6.10.3～7】

種類	仕上げの種類
・弾性ウレタン樹脂系塗床	※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床	※ 薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（ ・平滑 ・防滑 ） ・樹脂モルタル仕上げ（ ・平滑 ・防滑 ） ・防滑仕上げ
・	

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆ ・F☆☆☆

20 防塵用塗料塗り

※ 図示 ・

21 フローリング張り

ホルムアルデヒド放射量 ※ F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ [6.11.2]
フローリングの種別 (19.5.2～7)【表19.5.1、表19.5.3)
・単層フローリング Ⓖ

種類	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	間伐材等の適用	工法
・フローリングボード	※ なら ・	15	幅 75 長さ500以上	※適用する ・適用しない	・釘止め工法 ・モルタル埋込み工法 ・接着工法
・フローリングブロック	※ なら ・	※ 15 ・	※ 303×303 ・	※適用する ・適用しない	
・モザイクパーケット				※適用する ・適用しない	

・天然木化粧複合フローリング Ⓖ

種類	樹種	種別	防湿処理	間伐材等の適用	工法
・複合1種フローリング ・複合2種フローリング ・複合3種フローリング	※ なら ・	・A種 ・B種 ※ C種	・行う	※適用する ・適用しない	・釘止め工法 ・接着工法 緩衝材 ※合成樹脂発泡シート

塗装 ・行う（適用範囲：※図示 ・ ） [6.11.7]
※ ウレタン樹脂ワニス ・オイルステイン塗りの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り

22 畳敷き

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [6.12.2]【表6.12.1】
D種の場合の畳床 ・KT－Ⅰ ・KT－Ⅱ ・KT－Ⅲ
・KT－K ・KT－N
ただし、原材料は特記仕様書6章「石こうボード、その他ボード及び合板張り」による
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・
畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。

23 せっこうボード、その他のボード及び合板張り

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 [6.13.2]
※ F☆☆☆☆ ・F☆☆☆
[6.13.2]【表6.13.1】

種類	JISの記号等	規格等
吸質木毛セメント板	HW Ⓖ	
普通木毛セメント板	NW Ⓖ	
けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無石綿) フラットタイプ
ロックウール化粧吸音板	DR	凹凸タイプ
ロックウール吸音ボード1号	RW－B	ガラスクロス包み
グラスウール吸音ボード2号32K	GW－B	
せっこうボード	GB－R	
不燃積層せっこうボード	GB－NC	・化粧有(トラバーチン模様) ・化粧無(下地張り用)
シージングせっこうボード	GB－S	
強化せっこうボード	GB－F	
せっこうラスボード	GB－L	幅440程度
化粧せっこうボード（木目）	GB－D	模様 ※ 柾目 ・板目
化粧せっこうボード	GB－D	
天然木化粧合板	Ⓖ	JIS K6903による
メラミン樹脂化粧板		
ポリエステル樹脂化粧板		生地、透明塗料塗り(ラワン合板程度)
普通合板	Ⓖ	不透明塗料塗り(しな合板程度)
ミディアムデンシティファイバーボード	MDF Ⓖ	・無研磨板 ・研磨板
単板張りパーティクルボード	Ⓖ	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装
化粧パーティクルボード	Ⓖ	無研磨板（ ・スタンダード ・テンパード）
ハードボード(素地)	HB Ⓖ	・研磨板 （ ・スタンダード ・テンパード） ・無研磨板 （ ・スタンダード ・テンパード）
ハードボード(化粧)	HB Ⓖ	・内装用 ・外装用
インシュレーションボード	IB Ⓖ	A級（ ・天井仕上 ・内装仕上 ・ ）

巡音シール [6.13.2]
・適用する （・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）
合板類の強付け ・A種 ※B種 [6.13.3]

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-05
図面名称	建築改修工事特記仕様書(5)	図面縮尺	
自衛隊熊本病院		令和 8年 9月	

⑥ 内装改修工事

24 複合板
表面材料 ※ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ ・ ﾗﾜﾝ合板(1類 1等)
・ けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 ・
・ 特殊加工合板(JIS規格2類Bタイプ)
裏打ち材 ※ ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 (JIS A 9511)(B類保温板2種b) ⑥
・ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材 (JIS A 9511)(B類保温板1種2号) ⑥
厚さ ・ 図示による
工法 直張り工法(新 S1 工法)
日本 S1 協議会適合金・接着工法推進協議会の施工要領書による。

接着材	接着面	適用接着剤
ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ ﾎﾞｰﾄﾞ裏打ち材	天井 壁	一液・無溶剤型変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系接着剤 (片面塗布)

25 せっこうボードの目地処理 [19.7.3]

目地処理の種類	せっこうﾎﾞｰﾄﾞのｴｯｼﾞの種類	目地処理の有無	適用箇所
・ 継目処理工法	ﾃｰﾊﾟｰｴｯｼﾞ	・ 無 ※ 有	
・ 突付け工法	・ ﾍﾞﾍﾞﾙｴｯｼﾞ	※ 無 ・ 有	
	・ ｽｸｴｱｴｯｼﾞ		外壁面複合板貼り
・ 目透し工法	ｽｸｴｱｴｯｼﾞ		

26 壁紙張り [6.14.2]

施工箇所	種類					防火性能の等級
	紙	繊維	ビニル	無機質	その他	
※ 図示 ・	・	・	・	・	・	※図示による ・
	・	・	・	・	・	※図示による ・

ホルムアルデヒド発散量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆
下地調整 [6.14.3]
ﾓﾙﾀﾙ,ﾌﾟﾗｽﾀｰ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
接着剤
接着剤のホルムアルデヒド発散量
※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆

27 浴室天井材
市販品

材質		性能	部材幅(mm)	備考
・ 硬質塩ビ製	※ 既製品		※ 300 ・ 100	廻り縁は製造所の標準品とする
・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	※ 焼付け塗装品	準不燃品	※ 200	
	・ ｱﾙﾏｲﾄ処理品	準不燃品	・ 100	

28 せっこうボード等の端材処理
本工事で発生した、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ端材、岩綿吸音板端材、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温材端材、ALC板端材等は、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理すること。

29 コーナービード
材種 ・ ステンレス製 ・ アルミ製
高さ ※ 図示による ・ 1.8m程度 ・ 天井まで

㉚ 天井見切縁
材種 ※ 塩化ビニル製 ・ アルミ製

31 壁見切縁
材質 入り隅 ※ 塩化ビニル製 ・ アルミ製
出 隅 ・ 塩化ビニル製 ※ アルミ製

32 ジョイナー
材質 ボード類 ・ 塩化ビニル製 ・ アルミ製 ・ 亜鉛鉄板製
木毛板 ・ 亜鉛鉄板製 ・ アルミ製

33 内装プレハブ工法
※図示による

34 モルタル塗り等
吸水調整材 [6.15.3]
「4 外壁改修工事」による。
既製目地材 ・ 適用する(形状) [6.15.3]

35 タイル
タイルの形状、寸法等 [6.16.3]

施工箇所	形状・寸法(mm)	再生材の適用 ⑥	吸水率による区分 I類	II類	III類	釉薬 施釉	無釉	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
試験張り ・ 行う ※ 行わない [6.16.3]
見本焼き ・ 行う ※ 行わない
壁タイル張りの工法 [6.16.5] [表6.16.5]
・ 壁タイル接着張り ・ 積上げ張り
コンクリート素地面の目荒し工法 ・ 行う [6.16.5]

36 カーテンレール
・ 再使用する [5.1.7]
※ 新設する (20.2.14)
材質 ・ ステンレス製 ※ アルミ製
形状 ※ 片引き ・ 引分け(暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。)
形状 ・ C形 ・ D形 ※ 角型 ・

37 ブラインドボックス カーテンボックス
・ 再使用する [5.1.7]
※ 新設する
材質 ※ アルミ製 ・
表面処理 ※ B－1 ・ B－2 (・ ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ ﾌﾞﾗｯｸ ・)
清幅×深さ(mm) ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ ※ 120x80 ・ 120x150 ・ 図示
ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ ・ 120x80 ・ 120x150 ・ 図示
形式 ・ ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ ・ ﾀﾞﾌﾞﾙｶｰﾃﾝ用 ・ ｼﾝｸﾞﾙｶｰﾃﾝ用

6 内装改修工事

38 可動間仕切
(20.2.3)

構造形式	総厚さ(mm)	表面材質(厚さ(mm))	仕上げ	遮音性(db)
・ ﾊﾟﾈﾙ式 ・ ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ ｽﾀｯﾄﾞ式		※ 鋼板 (※0.6 ・0.8) ・ ・ ( )	・ ﾒﾗﾐﾝ樹脂又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・ 焼付塗装	・ 0 ・ 12 ・ 20 ・ 28 ・ 35 ・

不燃材料の認定 ・ 有り

39 移動間仕切
(20.2.4)

ﾊﾟﾈﾙ圧接装置の操作方法	厚さ(mm)	表面材質	仕上げ	走行方向	遮音性能
・ ﾌﾟｯｼｭ式 ・ ﾊﾝﾄﾞﾙ回転式 ・	・	※鋼板 ・	※焼付塗装 ・壁紙張り ・	・平行方向移行式 ・二方向移動式	・一般ﾀｲﾌﾟ(36dB未満) ・遮音ﾀｲﾌﾟ(36dB以上) ・

仕上げの壁紙張りの品質は「標準仕様書19.8」による。
ハンガーレールの取付け下地補強
※標準仕様書20.2.4(C)(3)による ・

40 フリーアクセスフロア
(20.2.2)

施工箇所	構法	仕上高(mm)	許容水平力(G)	耐荷重性能(N)	表面仕上材	寸法(mm)
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 溝構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止床ﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	・ 500x500 ・
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 溝構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止床ﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	・ 500x500 ・
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 溝構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止床ﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	・ 500x500 ・

材質 ・ アルミニウム製 ・ スチール製 ・
表面仕上材の品質及び性能は、標準仕様書19章による
スロープ及びボーダー ※ 製造所の仕様による。 ・ 図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
・ 図示 ・20%～30%
配線取り出し開口
・ 図示 ・パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1カ所以上
空調用吹き出し(吸い込み)パネル
※無し
・ 有り (※固定式 ・可変式) 施工箇所(※図示 ・)
耐荷重性能(5000N 高さ300以上)の性能
平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等のものとする。
ローリングロード性能 ※ 適用 ・ 適用しない
ローリングロード試験
・ 耐荷重性能(3,000N) : 積載荷重1,000Nの際、最大変形量1.5mm以下(使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと)
・ 耐荷重性能(5,000N) : 積載荷重1,000N以上の際、最大変形量1.0mm以下(使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと)

41 ＯＡフロア
H=150未満程度 寸法 500角

施工箇所	設定高さ(mm)	材質	表面仕上げ材
		・ 無機質セメント板 ・ スチール ・ アルミダイカスト	・ 帯電防止ビニル床タイル ・ タイルカーペット ・ ビニル床タイル

許容水平力 ・ 1.0G ・ 0.6G
表面仕上材の品質及び規格は、各仕上げ材の特記による。

42 トイレブース
(20.2.5)

表面材の材質	脚部 形状	脚部 材質	ドアエッジ 形状	ドアエッジ 材質
・ ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板 ・ ｶﾞﾗｽﾃﾗｽ樹脂系化粧板 ・	※ 幅木 ・ 支柱	・ ｱﾙﾐ製 ※ ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	※ 標準 ・ R	・ ｱﾙﾐ製 ※ ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ なし

棚板 ※ 設置する

43 表示
衝突防止表示 ・ 設ける (・ 両面 ・ 片面) (20.2.10)
※ ステンレス製 径約30mm (市販品)
・ 図示
表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210による。
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は下表による。

区分	材質	厚さ(mm)	取付高さ	書体
室名札	※ 下記による。		※ 図示	
ピクトグラフ とびら番号	・ アクリル板 ・	・ 5 ・	※ 図示 ・	
庁舎案内板 各階案内板	・ アクリル板 ・	・ 5 ・	※ 図示 ・	

室名札
(一般用) ・ 塩ビ製透明ケース(80mmx250mmx5mm程度)の差し込み式
文字記入：有り ・無し
・ アクリル板(80mmx250mmx5mm程度)
文字記入：有り ・無し
書 体：
(原室用) ABS樹脂製 (W=190程度) ・1人用 ・3人用 ・ 人用

㊹ 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※ ｱﾙﾐ製	・ 450×450 ⊙ 600×600	⊙ 一般型	・ 屋内外用 ⊙ 屋内用	⊙ 鎖線ﾀｲﾌﾟ	⊙ 鎖線ﾀｲﾌﾟ	±0.5mm 以内	片側 2.0mm以内
		・ 密閉型		・ 目地ﾀｲﾌﾟ	・ 目地ﾀｲﾌﾟ		

ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材はJIS H 4100 A6063S-T5により、表面処理は陽極酸化皮膜JIS H 8601 (AA6)(外部については B種又は同等品以上をおこなったものとする。
内枠、外枠のｺｰﾅｰﾋﾟｰｽ、及び吊り金物、取付ﾎﾞﾙﾄは鋲板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったものとする。
内部の仕上材、間付金具はｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出型材、亜鉛めっき鋲板の類とする。

45 床点検口

材種	寸法	形式		許容差	受枠と蓋枠のクリアランス
※ ｱﾙﾐ製 ・ ｽﾃﾝﾚｽ製 ・ 鋲製 ・ 鋳鉄製	・ 450x450 ・ 600x600 ・ φ600 ・	・ 一般型 ・ 密閉型 ・ 結露防止型	・ 屋内外用 ・ 屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内	片側 2.0mm以内

一般型：ﾊﾟｯｷﾝを装着しないもの及びがたつき防止用ﾊﾟｯｷﾝを装着したもの。
密閉型：ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ等ﾒｶﾆｶﾙ構造にﾊﾟｯｷﾝを装着したもの。

マンホールカバー 軽荷重型(盗難防止用鎖付き)
※ 簡易密閉防臭型 ・ 密閉型

6 内装改修工事

46 錠

47 黒板及びホワイトボード
厚さ5mm JIS R 3202
枠 ・ なし ※ あり (材質 ※ ステンレス製 ・)
(20.2.8)

種類		色彩	形式	備考
黒板	※ 焼付け ・	※ 緑 ・ 黒	※ 平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分	JIS S 6007
ホワイトボード	※ ほうろう ・	白	※ 平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分	JIS S 6052

48 掲示板
表面材 ※ ビニルレザーマグネット並用 ・ スポンジシート)

49 アコーデオンドア
表面材 ※ ﾋﾞﾆｰﾙﾚｻﾞｰ張り (防炎加工) ・
形式 ※ 図示による。
折りたたみ幅 ・ 210mm以上 ・ 120mm以上

50 鋼製書架及び棚
鋼製棚 JIS S 1039規格に適合するもの
取付方法 ※ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 資料による
・ 図示

51 既製流し台等
流し台・吊り戸棚
※ 優良住宅部品(BL認定品)
・ 既製品 (・ 図示 ・)
構成部品のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆

52 既製及び製作家具等のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆

53 避難器具
・ 設けない
・ 設ける (消防法に基づく国家検定に合格したもの)
設置場所及び形式 ※図示による

54 煙突ライニング
煙突用成形ライニング材 (20.2.11)
適用安全使用温度 ・ 400℃ ・ 650℃
キャスタブル耐火物
工法 ・ こて押え ・
最高使用温度 ・ 400℃ ・

55 シャワーブース
材質 ※ FRP(ｱﾙﾐ製ｺｰﾅｰｴｯｼﾞ付き) ・
足形状 ※ 足金物型

56 乾式二重床
性能 重量床衝撃音の遮断性能レベル LH-55等級相当以上
軽量床衝撃音の遮断性能レベル LL-50等級相当以上
規格 優良住宅部品(BL認定品)
ホルムアルデヒド放射量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆

57 防煙壁、下がり壁
※図示 ・

58 トップライト
※図示 ・

59 靴拭きマット

材種	受け枠
・ 塩化ビニル又はゴム製 ・ 硬質アルミニウム合金製 ※ ステンレス鋼(SUS304)製 ・	※ ステンレス鋼(SUS304) ・ 硬質アルミニウム合金 ・ 硬質ビニル製 ・

60 建物標番号
ステンレス製(既製品) 300×700程度

61 帽子掛け金物
材質 ステンレス製(3本ピスタイプ)

62 集合郵便受け箱
規格 優良住宅部品(BL認定品)
材質 ※ ステンレス製 ・
種類 ※ A4用標準化対応型 (・ 横型 ・ 縦型)
・ 角2用標準化対応型
・ 基礎基準型 (・ 屋内設置型 ・ 屋外設置型) [建築編 20.2.7]

63 レジスター類
※図示 ・

64 建築製作雑金物
※図示 ・

65 建物表示板
各建物毎に1箇所取り付ける。位置及び細部は監督官との協議による。

種目	建
建物 番号	算用 数字

材質 ※ プラスチック製 寸法(ア) 10×220×380
文字 ※ 黒ラッカーエナメル
・ 彫り込みの上黒ラッカーエナメル
取付 ※ φ6ステンレス化粧ナット付きボルト締め

66 消火器ボックス
材質 ※ スチール ・ アルミニウム ・ ステンレス
形状 ※ 半埋込型 ・ 全埋込型扉無し ・ 全埋込型扉付き
寸法 ・ 図示 ・ 910×280程度

67 階段手すり
屋内
※ ビニル空洞 φ40 手すり子 (・ ｽﾃﾝﾚｽ既製品 ※ 図示)
・ 集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ仕上げ (径(mm) ・ 60 ・ 45)

66 ユニットバス及びユニットシャワー
ユニットバス ：※優良住宅部品(BL認定品 ※A型 ・B型)
ユニットシャワー：※図示による

7 塗装改修工事

1 材料
(7.1.3)
使用する材料で防火材料の指定がある場合には建築基準法に基づき指定又は認定を受けた材料とする。
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・ F☆☆☆
建物内部に使用する塗料の材質
材質 ※ 水性系 ・

2 下地調整
既存塗装の除去範囲(塗替えでRB種の場合) [7.2.1] [表7.2.1-7]
※ 塗替え面積の30% ・ 図示
下地調整 [7.2.2-7] [表7.2.1-7]

下地の種類	下地調整の種別 塗替え	新規	ひび割れ部の補修
木部	※ RB1種 ・	・ RA1種 ・ RB1種	
鉄鋼面	※ RB1種 ・	RA1種	
亜鉛めっき面	※ RB1種 ・	RA1種	
亜鉛めっき面(鋲製建具)	※ RB1種 ・	RC1種	
ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※ RB1種 ・	・ RA1種 ・ RB1種	・ 行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ALCﾊﾟﾈﾙ面	※ RB1種 ・	・ RA1種 ・ RB1種	・ 行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	※ RB1種 ・	・ RA1種 ・ RB1種	・ 行う
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※ RB1種 ・	・ RA1種 ・ RB1種	

7 塗装改修工事

3 鉄鋼面錆止め塗料の種別
[7.3.2] [表7.3.1～2]

塗装面	1回目(工場)	2回目(現場)
鉄骨面 屋外鉄鋼面	※ A種 JIS K5625 ｼﾝﾅﾄﾞﾐﾄﾞ鉛錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種	※ A種 JIS K5625 ｼﾝﾅﾄﾞﾐﾄﾞ鉛錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種
屋内鉄鋼面	※ A種 JIS K5625 ｼﾝﾅﾄﾞﾐﾄﾞ鉛錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種 ・	※ A種 JIS K5625 ｼﾝﾅﾄﾞﾐﾄﾞ鉛錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種 ・
亜鉛めっき鋼面 鋼製建具	※ A種 JIS K5629 鉛酸ｶﾙｼｳﾑ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ ・	※ A種 JIS K5629 鉛酸ｶﾙｼｳﾑ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ ・
亜鉛めっき面 鋼製建具以外	※ B種 JASS 18 M-109 変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ ・	

4 錆止め塗料塗り
錆止め塗料塗りの種別 [7.3.3] [表7.3.3～4]

塗装面	工程	備考
鉄鋼面	見え掛り ※ A種	
	見え隠れ ※ B種	
	塗替え ※ C種	
亜鉛めっき面	塗替え ※ C種	
	新規鋼製建具 A種	
	その他	

5 塗装

記号	種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
SOP	合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り [7.4.3～7.4.5]	木部	※ B種 ・	屋外 A種 屋内 B種
		鉄鋼面	※ B種 ・	・ A種 ・ B種
		亜鉛めっき面	※ B種 ・	※ B種 ・
		鋲製建具	A種	B種
CL	ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り [7.5.2]		※ B種 ・	※ B種 ・
FE	ﾌｪﾉｰﾙ樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り [7.6.2～3]	木部(屋内) 鉄鋼面 亜鉛めっき面		
NAD	ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り [7.7.2]		※ B種 ・	※ B種 ・
DP	耐候性塗料塗り [7.8.2～4]	鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	※A種 ・ B種 ・ C種
		亜鉛めっき面	・ A種 ・ B種 ・ C種	※A種 ・ B種 ・ C種
		ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種
EP-G	つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り [7.9.2～7.9.5]	木部	※ B種 ・	※ A種 ・
		木部以外	※ B種 ・	※ B種 ・
EP	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り [7.10.2]		※ B種 ・	※ B種 ・
EP-T	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗り [7.11.2]	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※ B種 ・	※ B種 ・
UC	ｳﾚﾀﾝ樹脂ワニス塗り [7.12.2]	木部	※ B種 ・	※ B種 ・
OS	ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り [7.13.2]	木部		
WP	木材保護塗料塗り [7.14.2]	木部	※ B種 ・	※ B種 ・
	ﾏｽﾃｯｸ塗料塗り [7.15.2]	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ALCﾊﾟﾈﾙ面	・ B種 ・	・ B種 ・

合成樹脂調合ペイントの塗料の種別 ※ 1種 ・ [7.4.2]

6 来室工事における塗料の総合有の規制
⊙ 適用しない
・ 適用する(錆止め塗料・パテ等を含む)
指定範囲 : 見え掛かり及び錆止め塗り施工範囲全て
基準値 : 塗装仕上がり状態で鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下とする。(以下基準を満たした塗料を「無鉛塗料」という)
塗装計画書 : 無鉛塗料の施工にあたり、事前に監督官に提出し承諾を得るとともに品質の確保に努めること。
品質証明書 : 塗料種別、色別毎に提出すること。

塗料種別		対応方法
WEP		市販塗料(JIS K 5663-1種)を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色(着色顔料)があるので、その色は使用しない。
EP		
EP-G		市販塗料(JIS K 5660)を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色(着色顔料)があるので、その色は使用しない。
NAD		市販塗料(JIS K 5670)を用いるが、鉛を含む色(着色顔料)は使用しない。
SOP		基準値に適合した塗料とし、鉛を含む色(着色顔料)は使用しない。
錆止め塗料	鉄鋼面	一般用さび止めペイント(JIS K 5621-1種)を無鉛化の成分調整を行い用いる。
	亜鉛めっき鋼面	基準値に適合した塗料とし、亜鉛めっき鋼面に塗布できるものを用いる。

(注) 1.「乾燥剤を改良」とは、乾燥剤 2種を用い、塗料(仕上がり全体)として、鉛及び鉛化合物の合成鉛含有量を不揮発生成分の重量比で0.06%以下にすることをいう。
2.改良及び成分調整により、JIS規格からはずれても良い。
3.オイルパテは使用しないこと。
4.上記以外の塗料を使用する場合は、基準値に適合することを証明する資料を監督官に提出し、承諾を得ること。

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-06
図面名称	建築改修工事特記仕様書(6)	図面縮尺	
自衛隊熊本病院		令和 8年 9月	

⑨ 環境配慮改修工事

① 解体工事の範囲

1) 建物本体　(電気、給排水設備等は図示による)
2) 基　礎　(図示による)
3) 電気、給水、排水及び電話設備の切り放し工事
　・含む　※ 含まない
4) 吹付けアスベストの撤去　・ あり (図示による)　※ なし
⑥ アスベスト成形板の撤去　⊙ あり (図示による)　※ なし
6) 解体撤去後は周囲地盤にならい見栄え良く散き均すこと。
7) 建築設備撤去工事　　・ 含む　・ 含まない

2 解体工事安全管理

1) 工事においての安全管理に当たっては、「建築工事安全施工技術指針（平成７年５月25日建設省営監発第13号）」「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編（平成５年１月12日建設省経建発第１号）」による。
2) 建設資材廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）」「建設副産物適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）」による。
3) 解体に対しては、作業前、作業中に散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努める。

③ アスベスト含有建材の処理工事

施工調査　[9.1.1]
・分析によるアスベスト含有建材の調査
　分析方法
　※JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
分析結果については、監督官に報告すること。

材料名	定性分析	定量分析
	・ (試料数：　)	・ (試料数：　)
	・ (試料数：　)	・ (試料数：　)
	・ (試料数：　)	・ (試料数：　)

採取箇所は図示

アスベスト粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計１点 ・計２点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・各１点 ・各２点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	・計１点 ・４方向各１点
・	測定６	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	・各１点 ・各２点
・	測定７	処理作業後シート	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定８	撤去後１週間以降	調査対象室外部の付近	・計１点 ・計２点

測定方法

	測定３	測定1,2,4,6,7,8	測定５
メンブレンフィルタ直径(mm)	２５	２５	４７
試料の吸引流量(l/min)	※１　・	※５　・	※１０・
試料の吸引時間(min)	※５　・	※１２０　・	※２４０

アスベスト含有建材の処理
・アスベスト含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　※ 図示
　除去工法　※ 改修標準仕様書9.1.3(b)(i)～(iv)による
　除去したアスベスト含有吹付け材等の処理　※密封処理　・セメント固化
・アスベスト含有保温材等の除去
　除去対象範囲　※ 図示
　作業場の隔離　・ 行う
⊙アスベスト含有成形板の除去
　除去対象範囲　※ 図示

4 ＰＣＢ含有シーリング材の処理

・ＰＣＢ含有シーリング材の処理
・第一次判定
　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　採取箇所数　計　箇所
　採取箇所　※ 図示
・第二次判定
　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
　分析箇所　計　箇所
・除去処理工法
　除去範囲　※ 図示

1．サンプリングの採取方法と注意事項
1) 採取作業はシーリング材等が散逸することのないように注意して行うこと。
2) シーリング材は目地に打設されている形状のまま５cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリスチレン製の密閉袋に保管ＬＮｏ.及び採取場所を記入する。サンプルは１袋に１つずつ入れること。
3) カッターナイフの刃は、１つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換えること。
4) シーリングを切除した部分は必要に応じて補修すること。
5) 皮膚との接触等を避けるため保護手袋を着用すること。また、口に入ることがないように保護マスクを着用すること。
7) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行うこと。
8) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣はサンプルと同様にポリエチレン製の密閉袋に入れる。
2．第一次判定（シーリング材種の判定）
1) 日本シーリング材工業会にサンプルを送付し、シーリング材種の判定を行う。
2) 判定結果については、監督官に速やかに報告すること。
3．第二次判定（ＰＣＢ含有量の分析）
1) 専門分析機関にサンプルを送付し、ＰＣＢの含有量について分析を行う。
なお分析にあたっては、分析サンプルの四週は除去し、採取部の内部（大気にさらされていない部分）を取り出して分析すること。
2) 判定結果については、監督官に速やかに報告すること。
4．除去処理工事
ＰＣＢを含有したシーリング材の処理は次によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）」により適切に行うこと。
1) 除去工事にあたり、あらかじめ事前の施工調査等を次ぎの事項について行う。
図面により記録し、監督官に提出する。
・シーリング使用部位
・シーリング長さ
・施工範囲と工事監理区分の確認
・仮設計画
・廃棄物などの搬出方法
2) 工事に先立ち施工計画書を作成し、監督官の承諾を得ること。
3) シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること。
4) 作業員は保護マスク及び保護手袋を着用し、作業終了時及び休憩時における手洗いを実施すること。
5) シーリング材はカッターナイフなどによる撤去を原則とする。撤去にあたっては、下地が露出する程度まで極力除去すること。
6) 除去工事終了後、シーリング材及び飛散物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ、保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所等を考慮し、監督官の承諾を得たものとする。
7) 除去及び回収状況について監督官の検査を受けること。
8) 工事着手後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督官と協議する。
9) 施工記録報告書を作成し、監督官に提出すること。

9 環境配慮改修工事

5 断熱材及び吸音材 ⑥

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆　・ Ｆ☆☆
・外断熱及び断熱材打込み工法　(19.9.2)

種類	発泡剤の種類	種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	Ａ種			
・押出法ポリスチレンフォーム	Ａ種	・保温板(2種b)	・25　・	
		・保温板(3種b)	・25　・	
		・		接地部分
・硬質ウレタンフォーム	※ Ａ種	・		
・フェノールフォーム	Ａ種			

・断熱材現場発泡工法　(19.9.3)
断熱材の種類　※Ａ種１　・Ｂ種２
厚さ (mm)　・　・25　・30
施工箇所
※ 窓回り等の断熱補修部分、ルーフドレイン回りの床版等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・ 図示
・
材質　※ グラスウール系　JIS A 9504 及び JIS A 6301
工法
Ａ工法（隠ぺい）
材料　グラスウール保温板　　24K（ アルミクラフト紙（ アルミ箔 7μ ）共 ）
※軍施設についてはアルミクラフト紙のアルミ箔は15μ以上とする。
工法　断熱材は、天井裏については敷き込み、壁部は仕上げ材と躯体に充填（必要に応じﾄﾝﾎﾞ止め）する。また、アルミクラフト紙は仕上げ張り時点に下地材に仮止めし、仕上げ材にて逆ﾚ張りを行う。
アルミクラフト紙の継ぎ目は十分重ねるものとする。
Ｂ工法（あらわし）
材料　グラスウール保温板　48K（ アルミガラスクロス貼り ）
工法　天井、壁共、縦600にH型ｼﾞｮｲﾅｰを使用し、ﾄﾝﾎﾞ止め(11本／㎡)併用で取り付ける。また、突付部は、アルミテープ(NO50)貼りとする。
Ｃ工法（隠ぺい）
材料　グラスウール吸音ボード　GW-B　32K
工法　仕上げ材と躯体間に充填する。
Ｄ工法（あらわし）
材料　グラスウール吸音ボード　GW-B　32K（ ガラスクロス #180 縫縁貼り ）
工法　天井、壁共トンボ止めする。
トンボ止めピンの本数　　605×910板は　11本/㎡
910×1820板は　9本/㎡
踏み及び施工範囲　図示による。
断熱材：建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。
① オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
② ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
③ 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。
④ 断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。
グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。
ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。

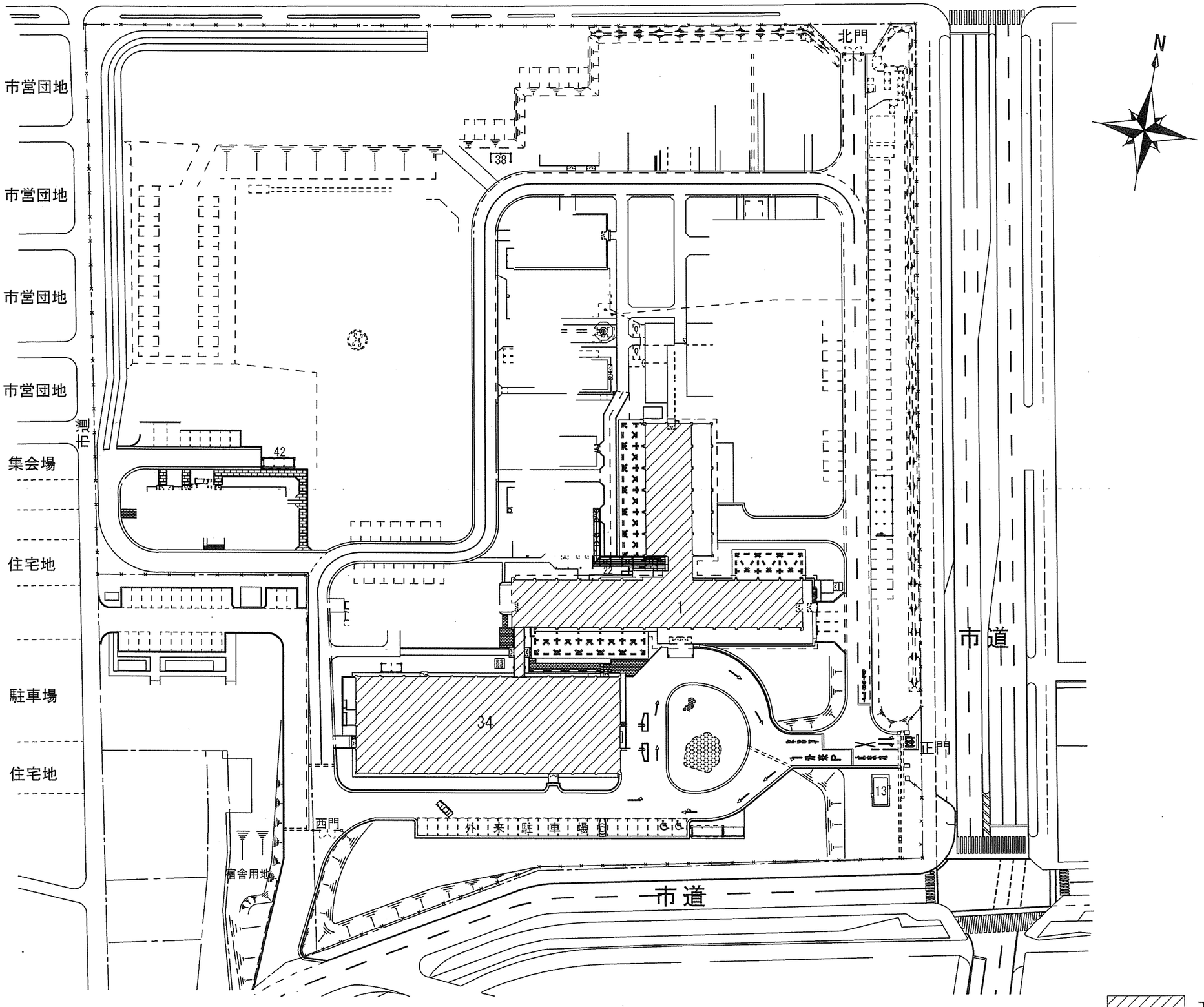
6 屋上緑化改修工事　⑥

植栽基盤及び材料　[9.6.2]
・屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示
工 法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する　(23.5.4)
建築基準法に基づき定められた区分等は　1　改修一般共通事項　２８　建築基準法に基づき定められた区分等による
支柱　・設置する　（種類　・図示　・　　）
かん水装置　・設置する　（工事区分は図示による）

7 吹付けロックウールの除去工事

自治体等の指針、条例による。

工事名称	スプリンクラー等改修工事	図面番号	A-07
図面名称	建築改修工事特記仕様書(7)	図面縮尺	———
自衛隊熊本病院		令和　8年　9月	

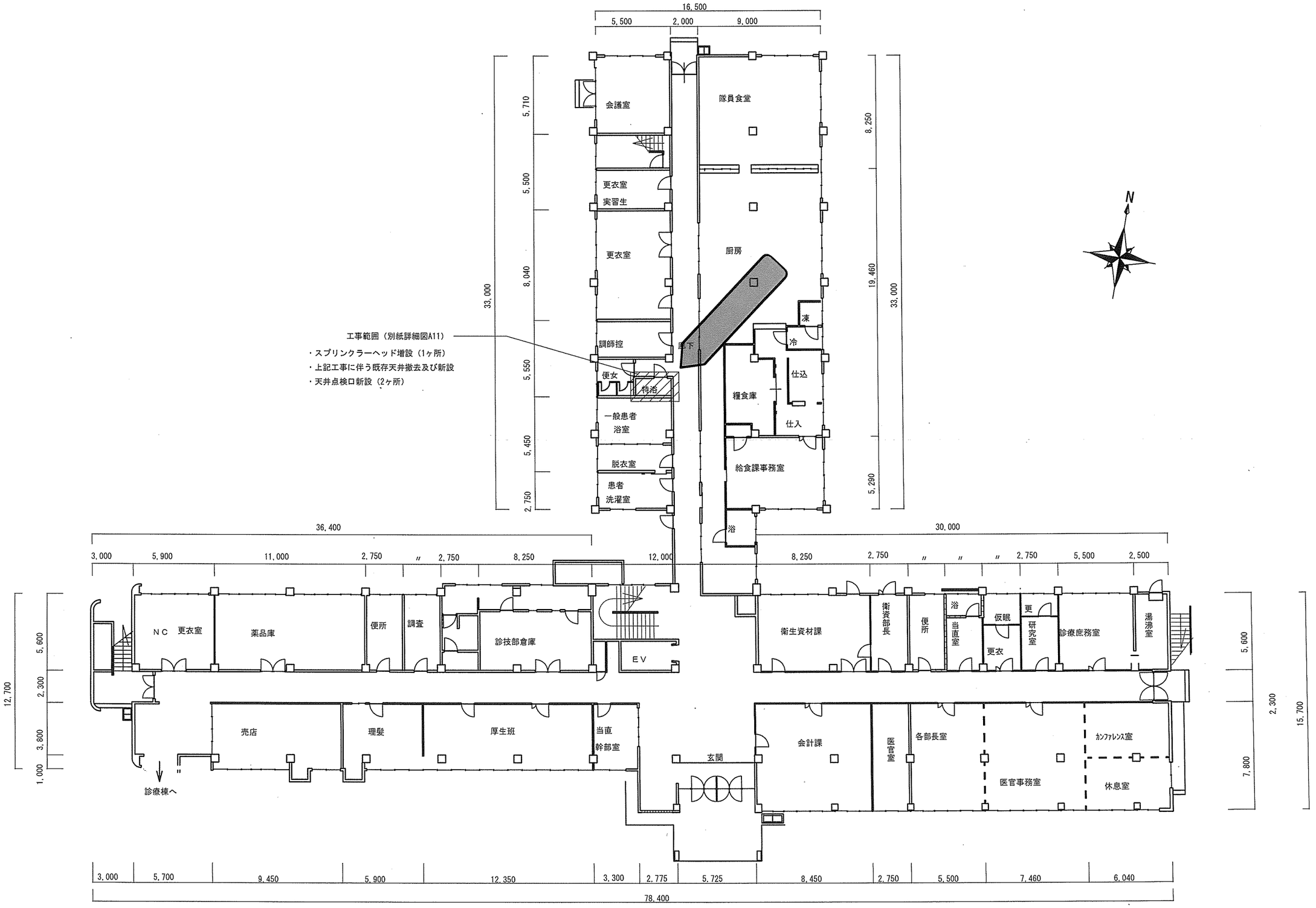


No	建物名称	構造
①	本館	RC-3
㉞	診療棟及び渡廊下	RC-2

0m　50m

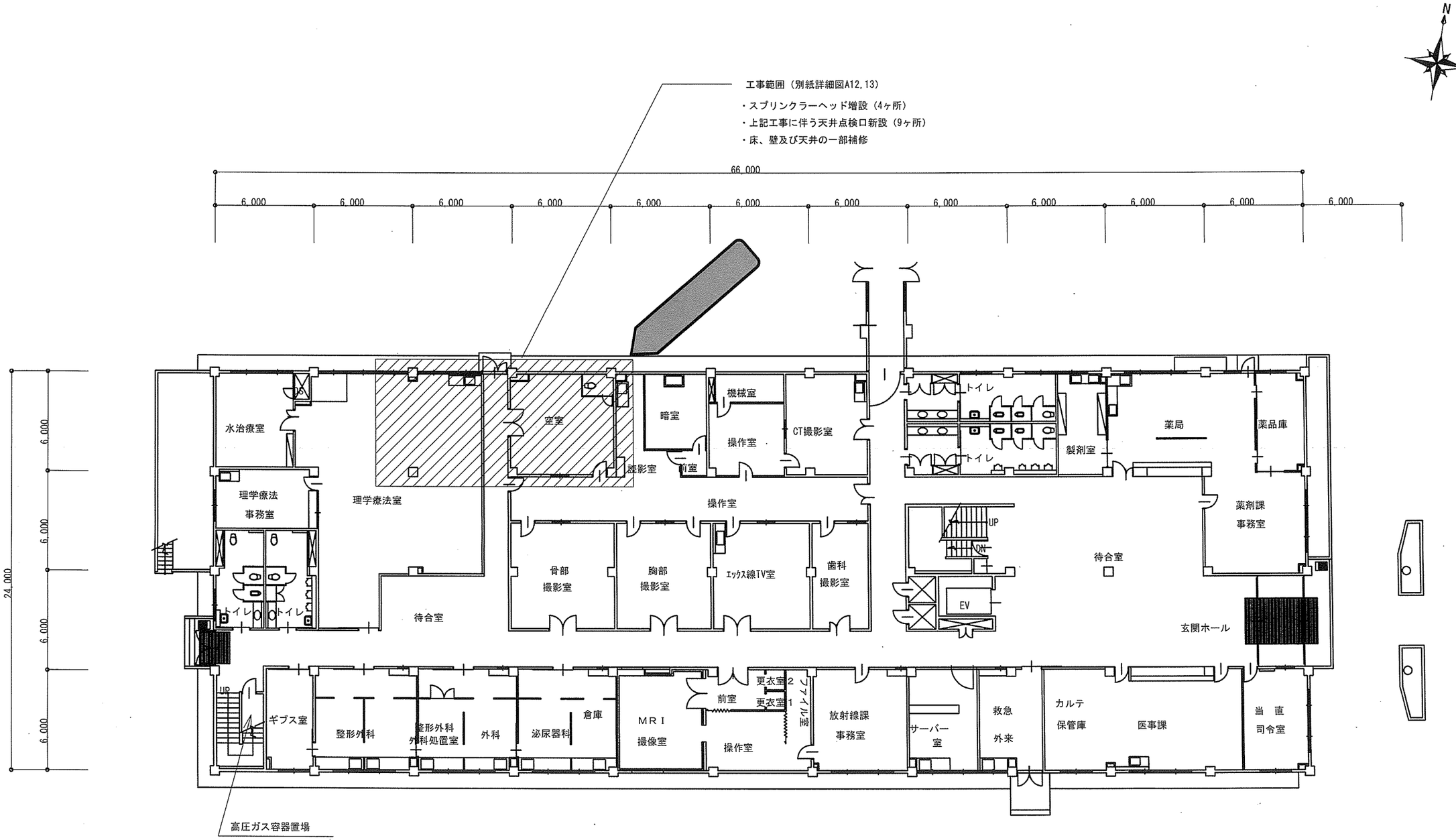
工事建物を示す

自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3：1/1000	製図	担当	承認年月日	図面名 配置図	図面番号 A-08

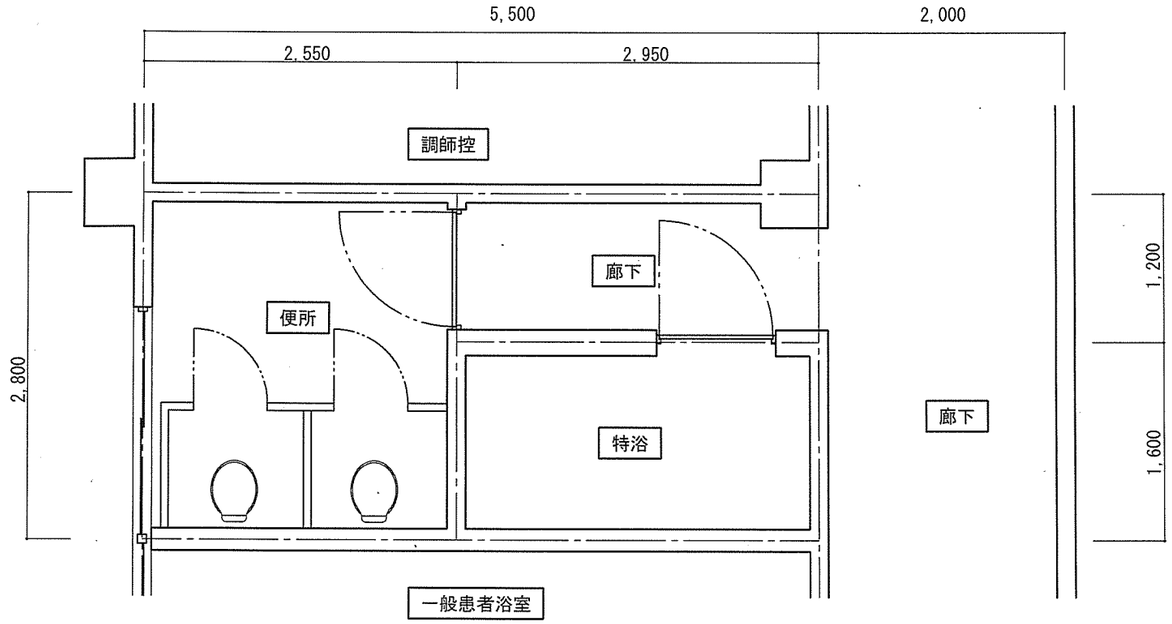


自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

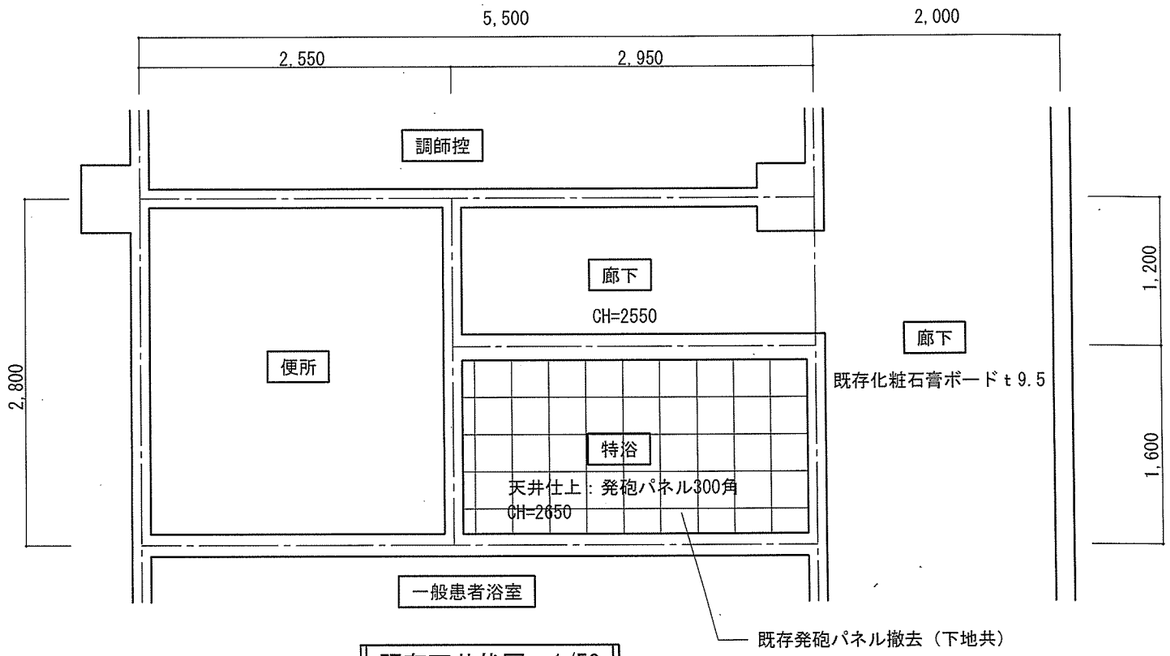
設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事		設計番号
縮尺 A3：1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 本館1階平面図		図面番号 A-09



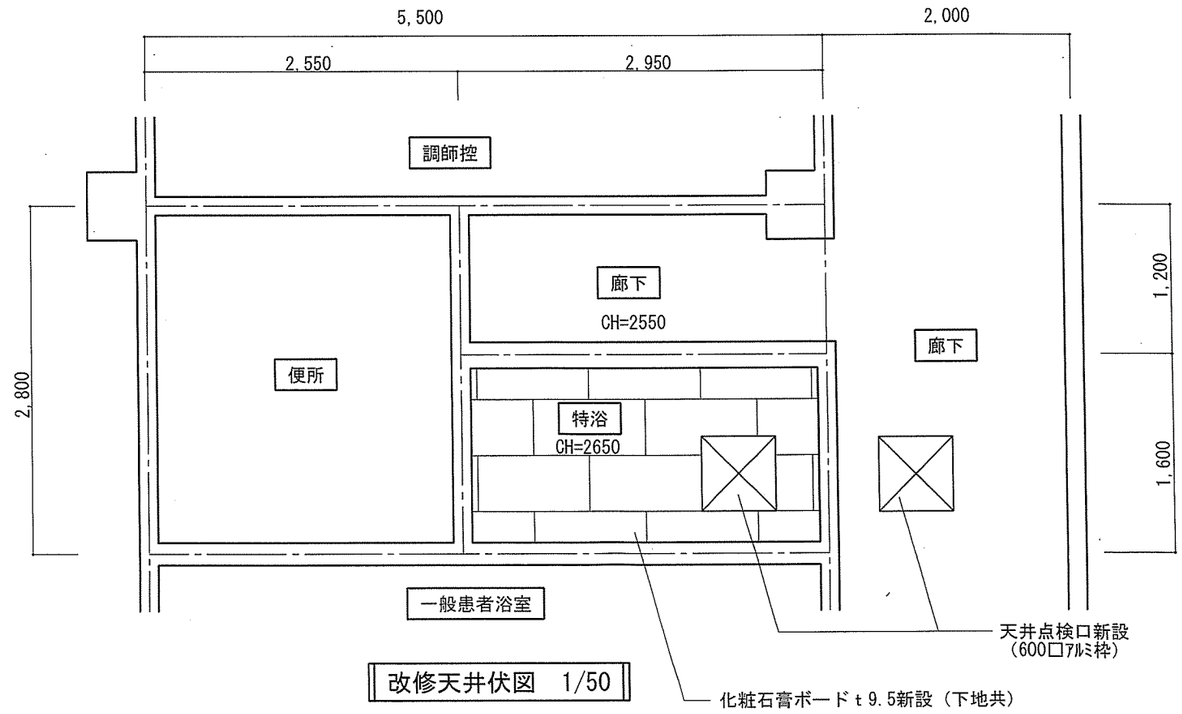
自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3：1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階平面図	図面番号 A-10



平面図　1/50



既存天井伏図　1/50



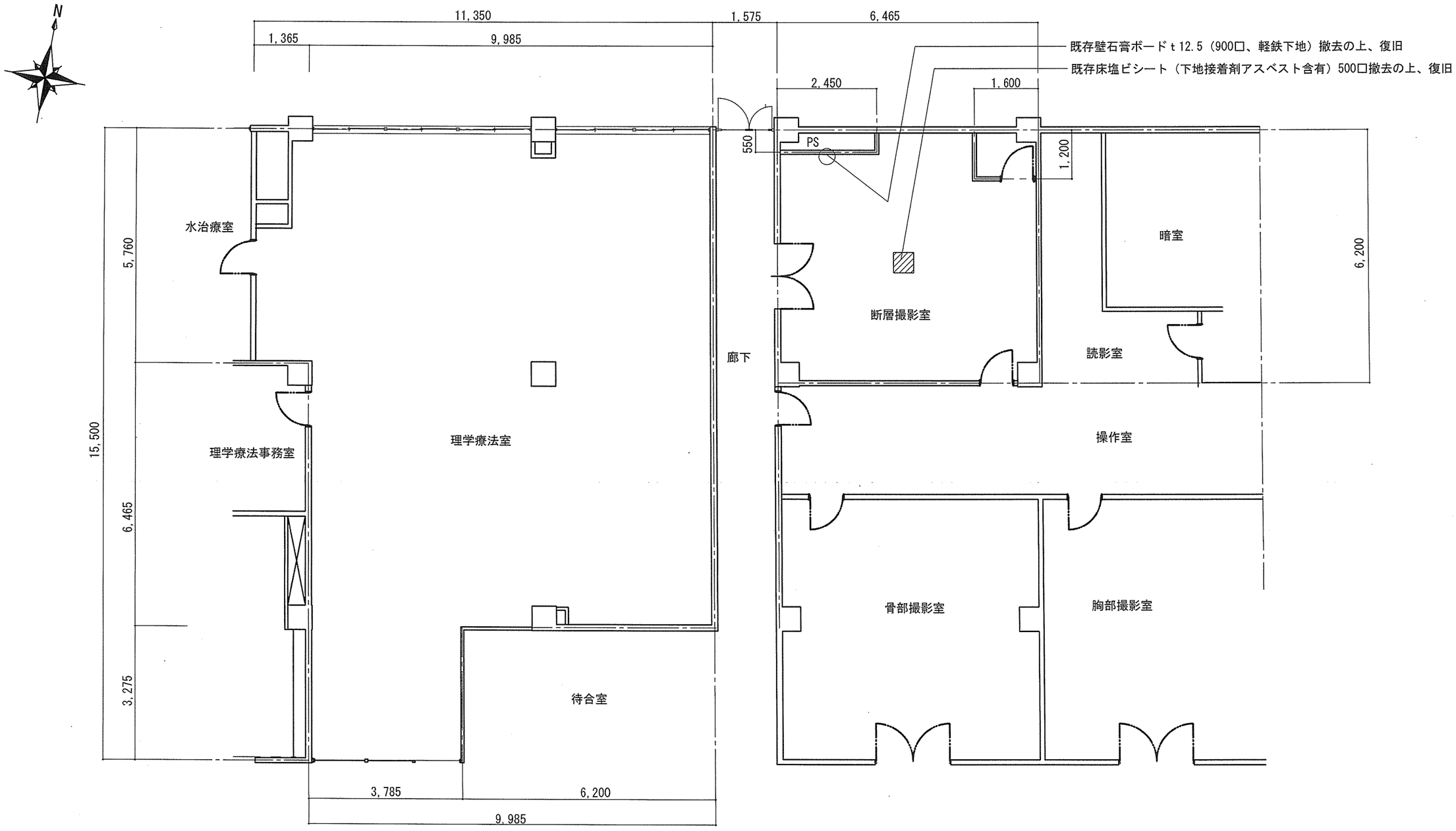
改修天井伏図　1/50

既存内部仕上

部屋名	部位	仕様内容
特浴室	床	コンクリート金ゴテ下地、磁器質タイル貼り
	壁	コンクリート金ゴテ下地、磁器質タイル貼り
	巾木	同上
	天井	軽天下地　発砲パネル貼り　　天井高2650
	廻り縁	同上
	備考	
廊下	床	コンクリート金ゴテ下地、塩ビシートｔ2.0貼り
	壁	コンクリート金ゴテ下地モルタル塗りの上、EP塗装仕上
	巾木	ソフト巾木　H=100
	天井	軽天下地　化粧石膏ボードｔ9.5貼り　　天井高2700
	廻り縁	塩ビ製
	備考	

自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 本館1階特殊浴場平面図・天井伏図	図面番号 A-11

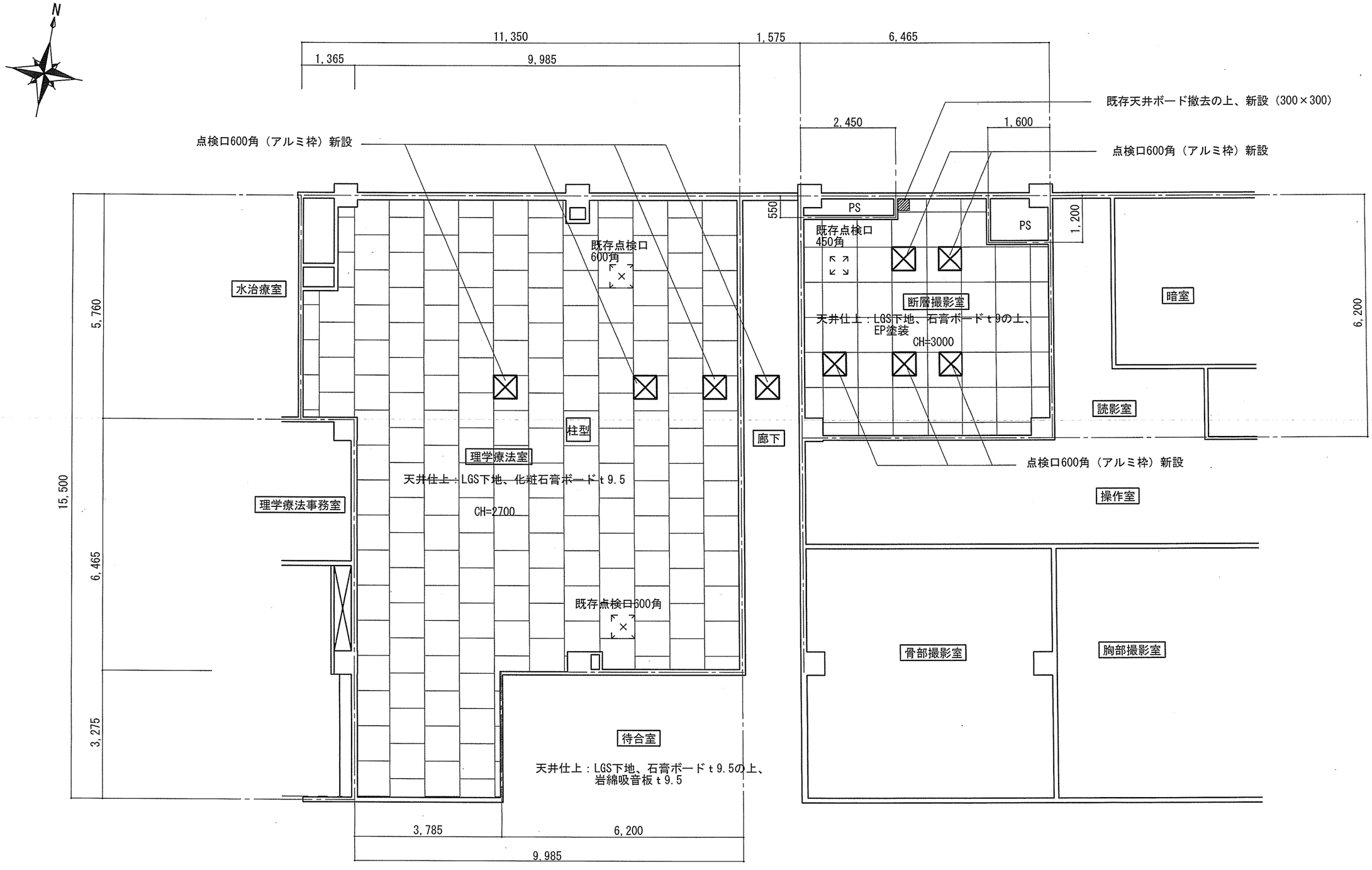


既存内部仕上

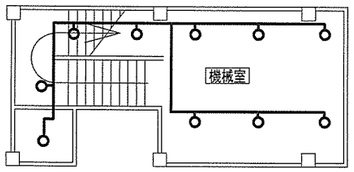
室名	床	巾木	壁	廻り縁	天井	天井高	備考
断層撮影室	コンクリート金ゴテ下地、塩ビシートｔ2.0貼り ☆下地接着剤にアスベスト含有	ソフト巾木 H=100	軽鉄下地、石膏ボードｔ12.5の上、EP塗装仕上	塩ビ製	軽天下地_石膏ボードｔ9.5の上、EP塗装仕上	3,000	
理学療法室	コンクリート金ゴテ下地、塩ビシートｔ2.0貼り	ソフト巾木 H=100	軽鉄下地_石膏ボードｔ12.5の上、ビニールクロス貼り	塩ビ製	軽天下地_化粧石膏ボードｔ9.5貼り	2,700	
廊下	コンクリート金ゴテ下地、塩ビシートｔ2.0貼り	ソフト巾木 H=100	軽鉄下地_石膏ボードｔ12.5の上、ビニールクロス貼り	塩ビ製	軽天下地_石膏ボードｔ9.5＋岩綿吸音板ｔ9.5貼り	2,700	

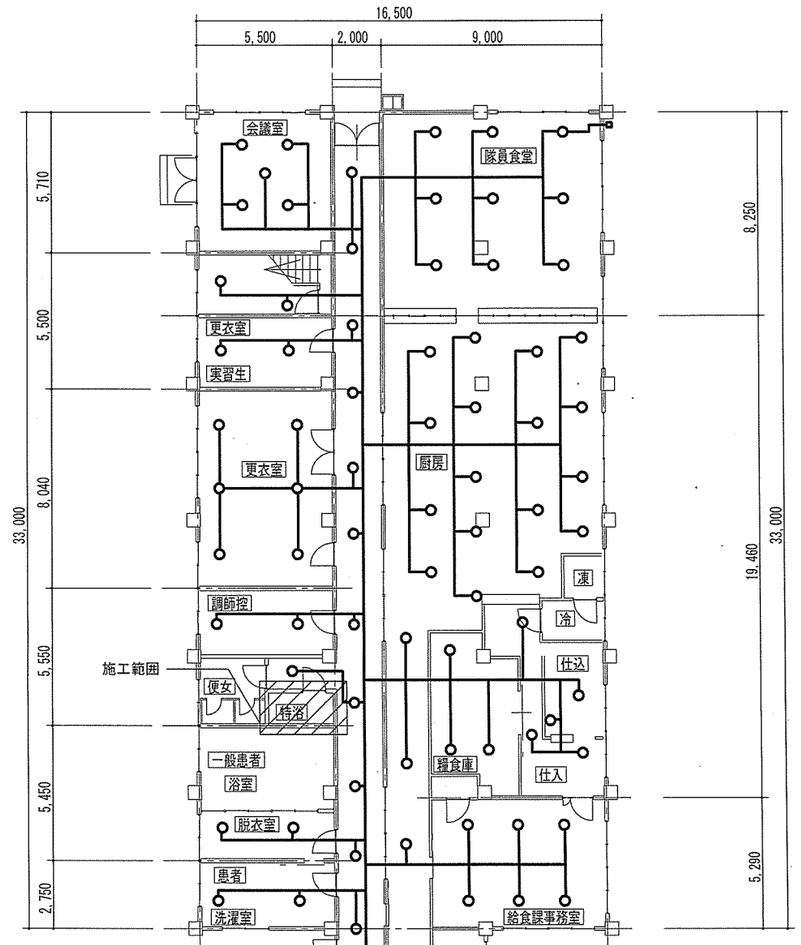
自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

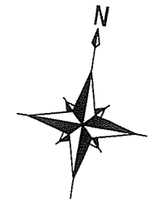
設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事		設計番号
縮尺 A3：1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階中央部平面図		図面番号 A-12

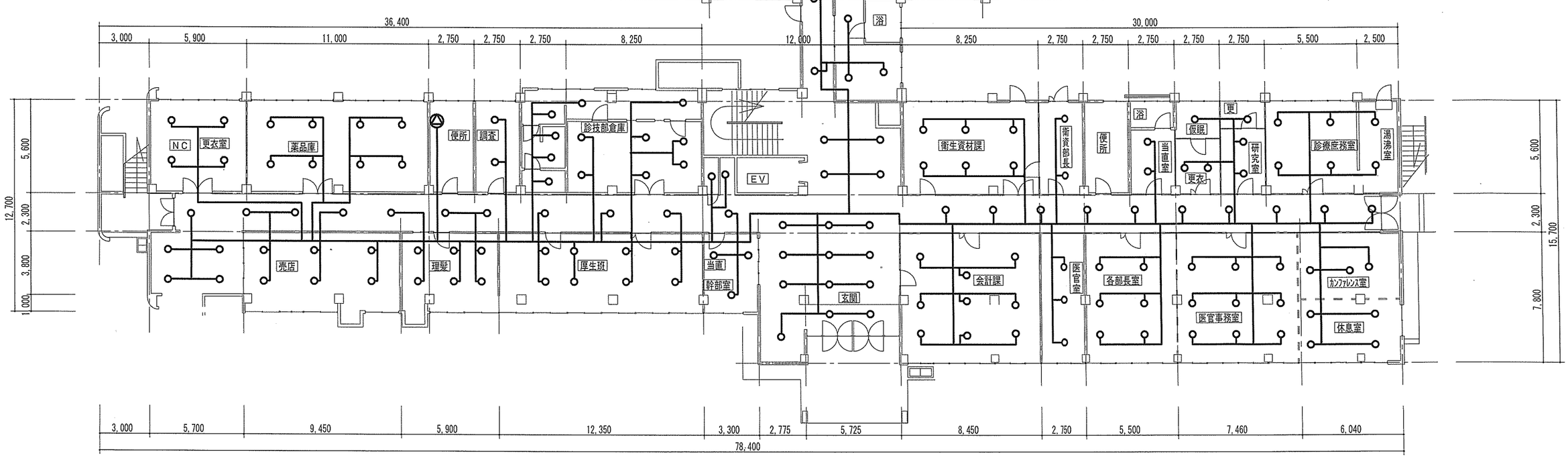


自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3：1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階中央部天井伏図	図面番号 A-13



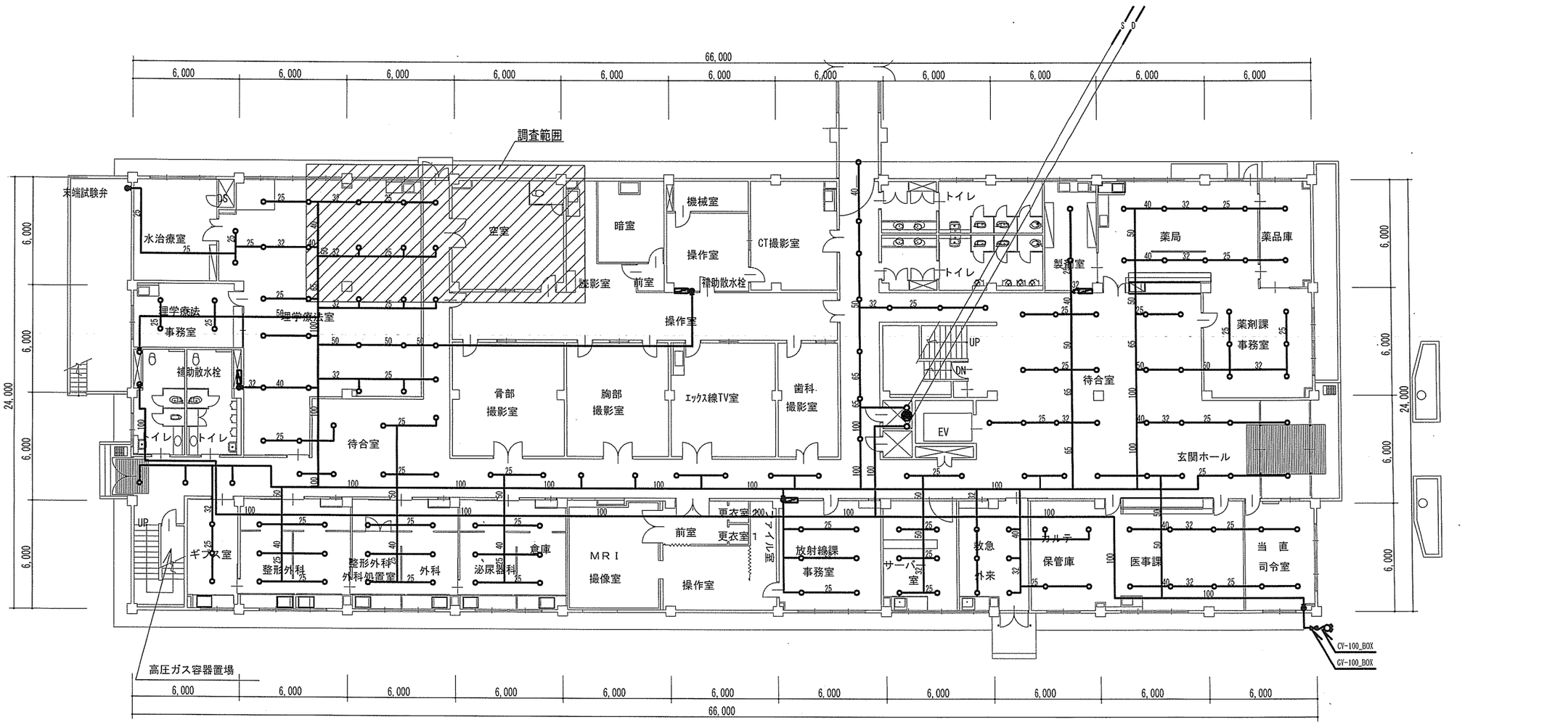




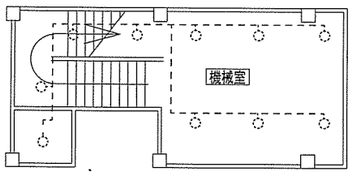


自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

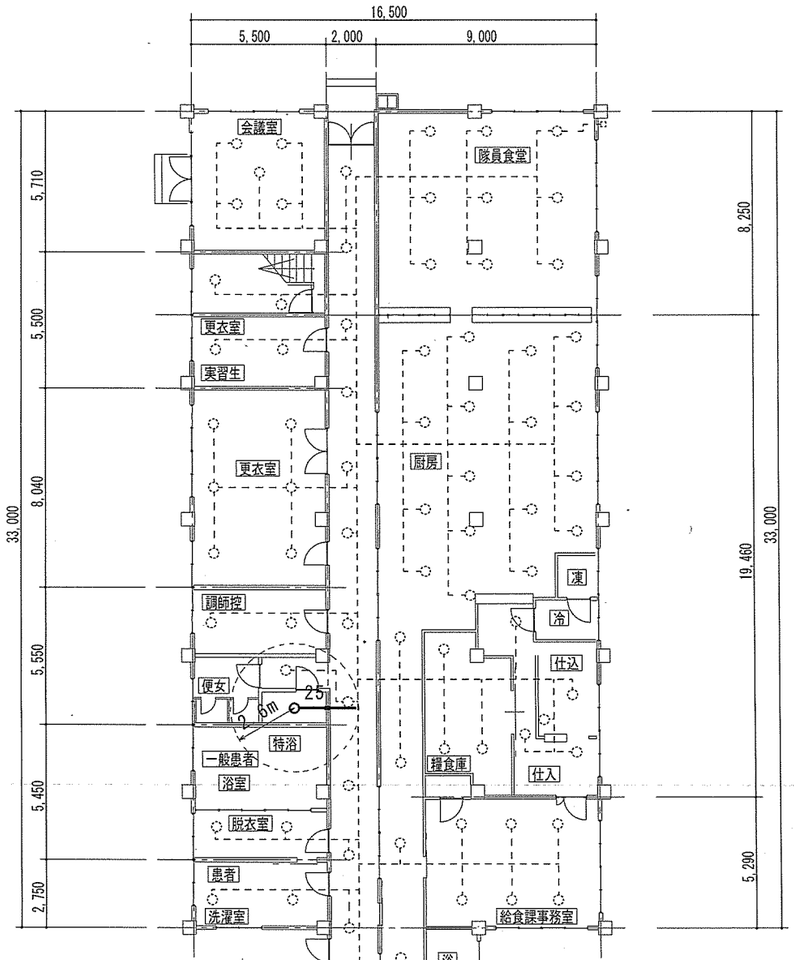
設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
縮尺 A3： 1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 本館1階平面図　スプリンクラー現況図	図面番号 EP-01

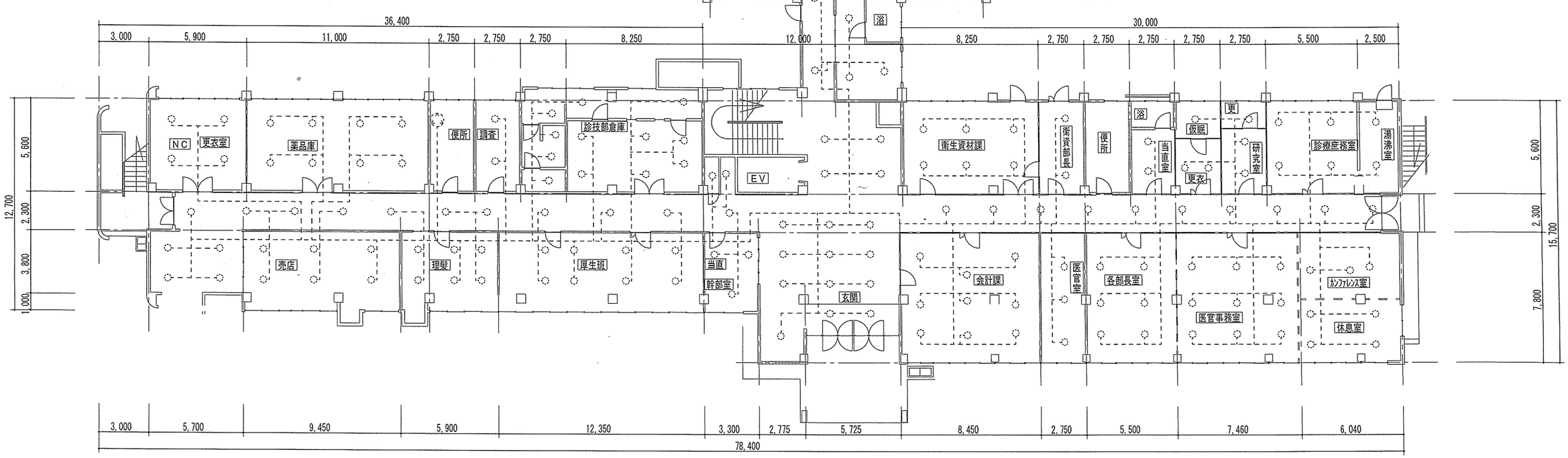


自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3： 1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階平面図　スプリンクラー現況図	図面番号 EP-02



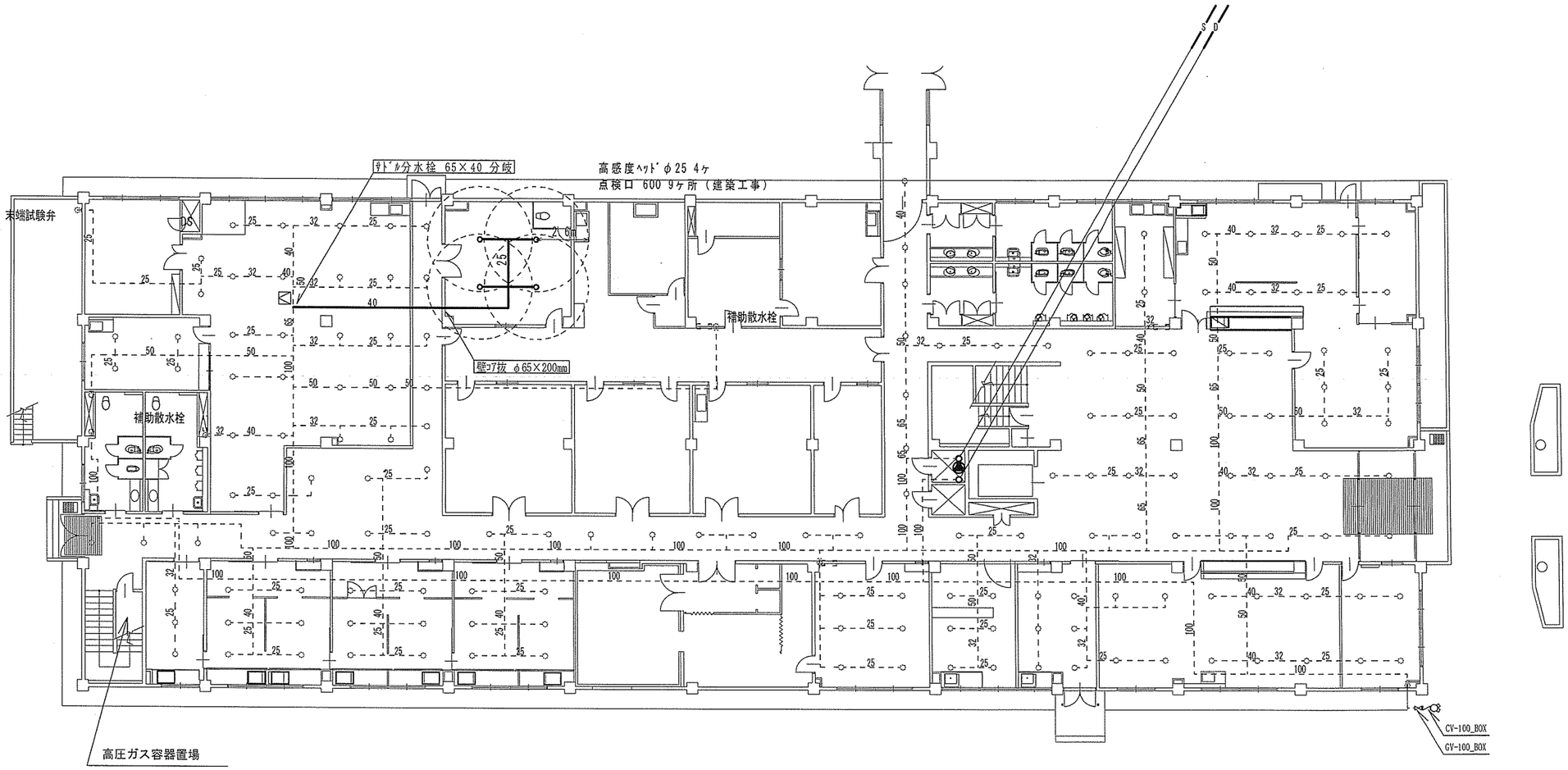
高感度ヘッド φ25　1ケ
点検口 600×600 2箇所（建築工事）



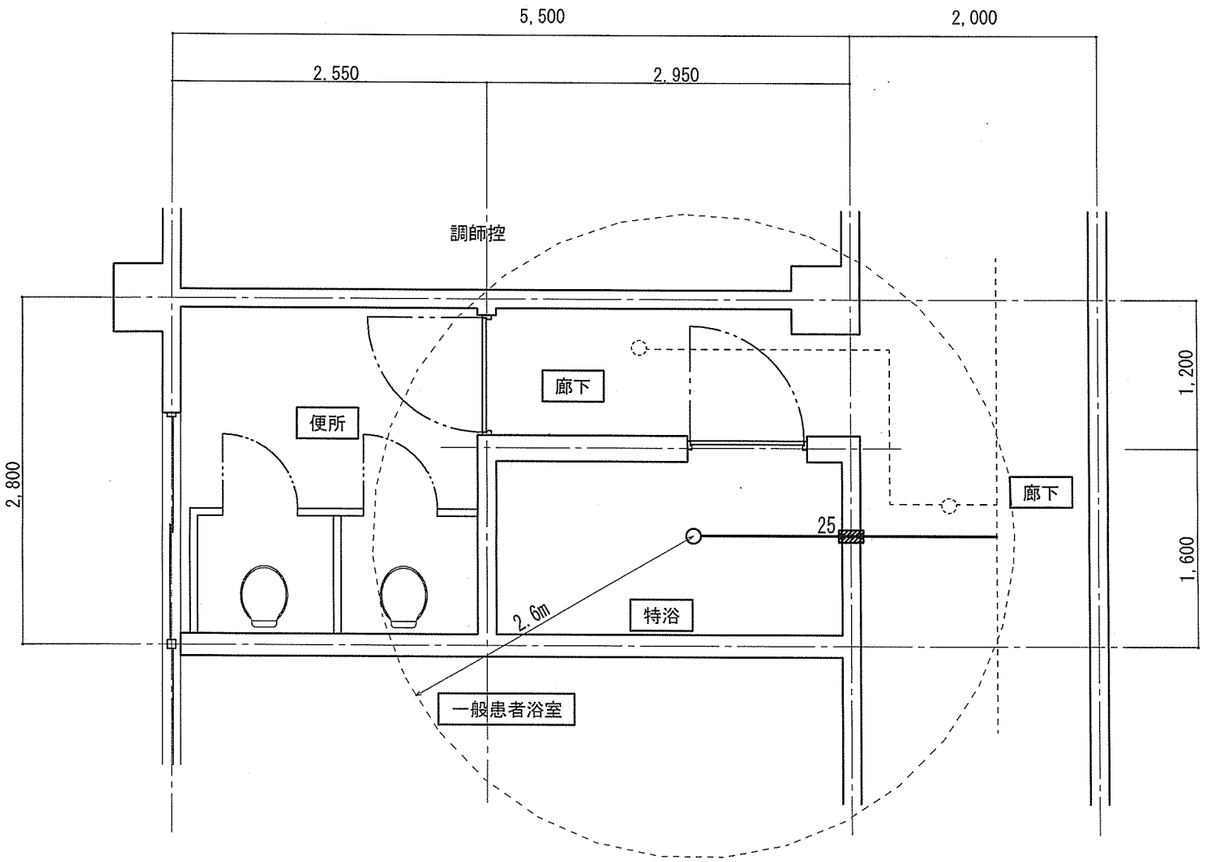


自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班

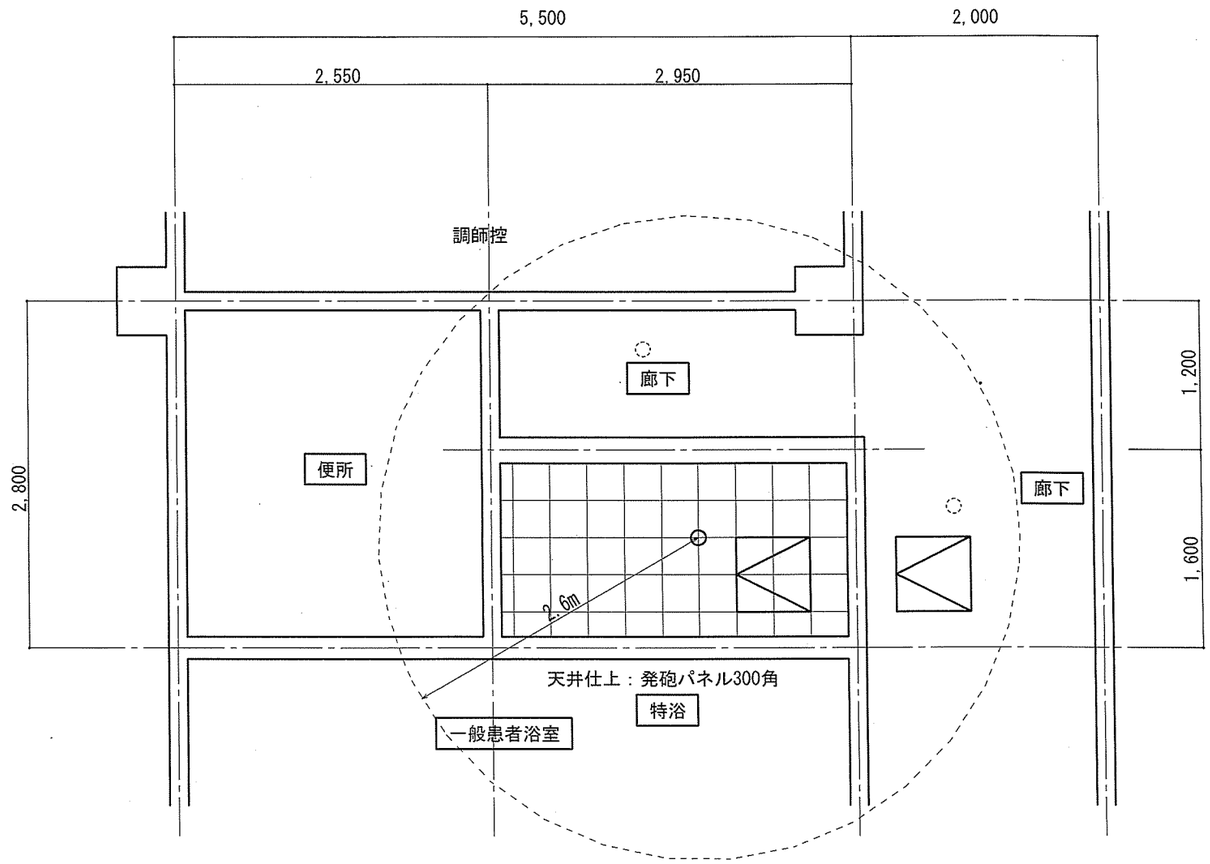
設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
縮尺 A3： 1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 本館1階平面図　スプリンクラー増設図	図面番号 EP-03



自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー設備改修工事	設計番号
	縮尺 A3： 1/250	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階平面図　スﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ増設図	図面番号 EP-04

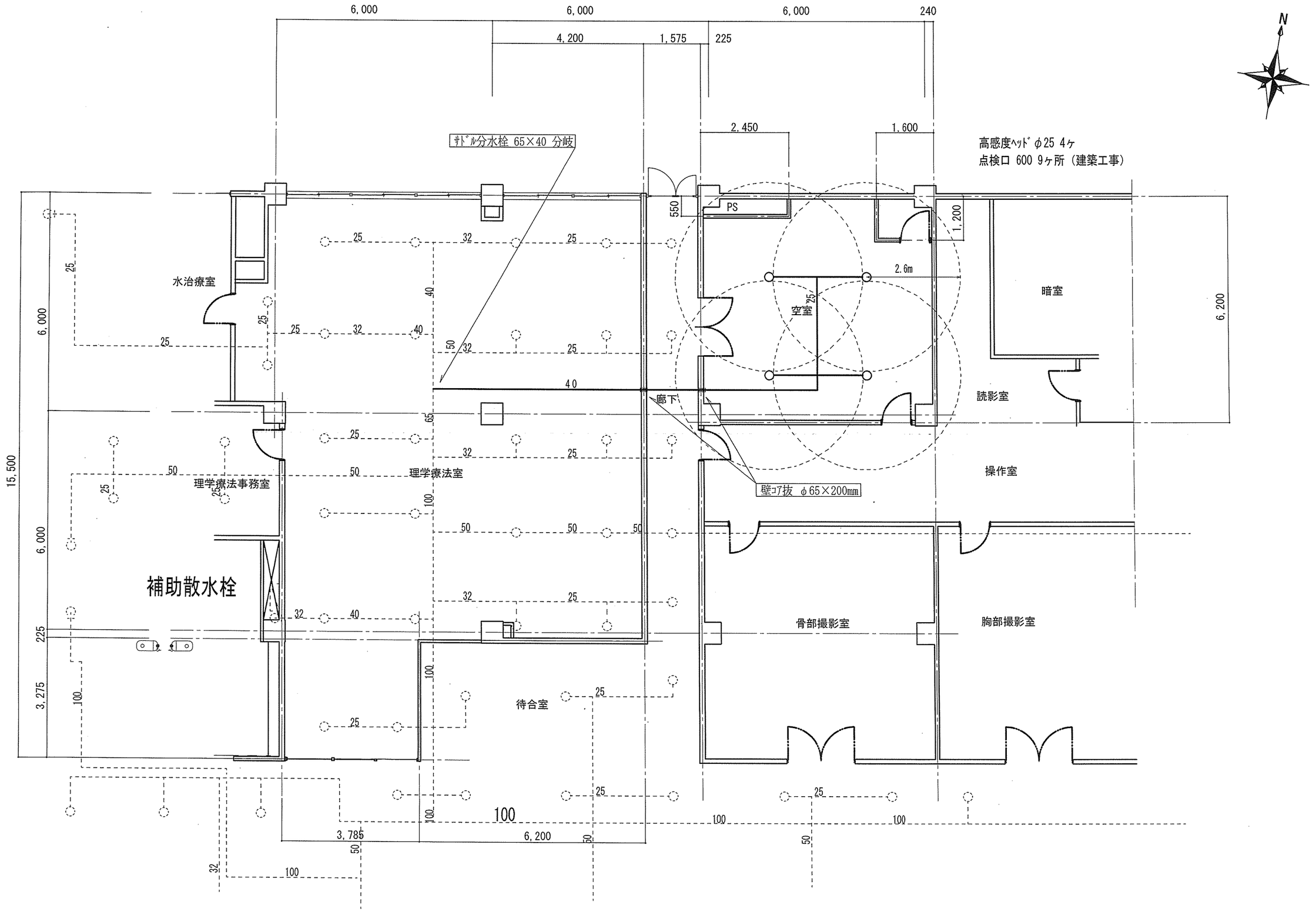


平面図　1/50



天井伏図　1/50

自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 本館1階特殊浴場スプリンクラー増設図・天井伏図	図面番号 EP-05



自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3： 1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階中央部スプリンクラー増設図	図面番号 EP-06



自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班	設計年月日 2026.9.7	設計	検図	承認印	工事名称 スプリンクラー等改修工事	設計番号
	縮尺 A3： 1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 診療棟1階中央部天井伏図	図面番号 EP-07